

令和2年第2回永平寺町議会定例会議事日程

(3日目)

令和2年6月3日(水)

午前 9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第27号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第28号 令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 3 議案第29号 永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 第 4 議案第30号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第 5 議案第31号 永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について
- 第 6 議案第32号 除雪車の取得について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(14名)

- 1番 松川正樹君
- 2番 上田誠君
- 3番 中村勘太郎君
- 4番 金元直栄君
- 5番 滝波登喜男君
- 6番 齋藤則男君
- 7番 奥野正司君
- 8番 伊藤博夫君
- 9番 長岡千恵子君
- 10番 川崎直文君
- 11番 酒井和美君
- 12番 酒井秀和君

13番 朝井 征一郎 君

14番 江守 勲 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町	長	河合 永充 君
副町	長	山口 真 君
教 育	長	室 秀典 君
消 防	長	朝日 光彦 君
総務課	長	平林 竜一 君
財政課	長	川上 昇司 君
総合政策課	長	原 武史 君
会計課	長	酒井 宏明 君
税務課	長	石田 常久 君
住民生活課	長	吉川 貞夫 君
福祉保健課	長	木村 勇樹 君
子育て支援課	長	島田 通正 君
農 林 課	長	野崎 俊也 君
商工観光課	長	森近 秀之 君
建設課	長	家根 孝二 君
上下水道課	長	朝日 清智 君
上志比支所	長	歸山 英孝 君
学校教育課	長	多田 和憲 君
生涯学習課	長	清水 和仁 君

6 会議のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	坂下 和夫 君
書 記	坂ノ上 恵美 君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに3日目の議事が開会できますこと、心から厚くお礼申し上げます。

今定例会は、クールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場に入場する議員、理事者及び傍聴者を含め、全ての方に手洗いまたは消毒、検温及びマスクの着用としましたので、ご協力のほどよろしく申し上げます。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長並びに関係課長の出席を求めてあります。

本日の議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、ご確認のほどよろしくようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第27号 令和2年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 日程第1、議案第27号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行います。本日は第1審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしく申し上げます。

これより第1審議を行います。

理事者から令和2年度永平寺町一般会計補正予算説明書を頂いておりますので、それに基づいて十分なるご審議をいただきますようお願いいたします。

最初に、財政課より補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（川上昇司君） それでは、議案書によって私のほうは説明させていただきます。よろしく願いをいたします。

議案第27号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算について、補足説明をさ

させていただきます。

議案書の98ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,084万5,000円の追加をお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、99ページから100ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条地方債補正につきましては、101ページの第2表によるところでございます。

それでは初めに、歳出の主なものについてご説明申し上げます。

106ページをお願いいたします。

上段の款2総務費、目5企画費の企業立地促進事業助成金726万8,000円につきましては、令和元年度に認定していた企業が創業を開始し、企業立地促進条例の交付要件を満たしましたので、用地取得費及び雇用促進に係る助成金でございます。

目9防災費の需用費、使用料及び賃借料合わせて1,368万6,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係るもので、7月以降の感染症防止対策に必要なマスク、アルコール消毒液等の衛生用品の購入費及び業務分散に要する機器等のリース代でございます。

107ページをお願いいたします。

中段の款6農林水産業費、目3農業振興費2,488万6,000円の主なものにつきましては、県の補助事業の儲かるふくい型農業総合支援事業並びに6次産業化支援事業に県の事業採択をいただきましたので、その事業に係る補助金2,418万6,000円をお願いするものでございます。

下段の款7商工費、目2商工振興費150万円につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により町内商工業者の経営状況が悪化し深刻な状況にあり、特に飲食店は、会食自粛要請などにより特に深刻な影響を受けてございます。このような中、町内飲食店による協議会が発足され、テイクアウトデリバリーへの参入や共同チラシの作成など、飲食店同士が情報を共有し事業継続の取組を行っていることに対し、町として町内飲食店の事業継続を支援するための費用でございます。

108ページをお願いいたします。

中段の款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費5,148万9,000円及び下段の款10教育費、項3中学校費、目2教育振興費2,623万4,000円につきましては、いずれも文部科学省の学校におけるGIGAスクール構想を受けて、1人1台のコンピュータを整備するもので、国庫補助を受けタブレット及び保管庫（電源キャビネット）を整備するための費用でございます。

109ページをお願いいたします。

上段の款10教育費、目1幼稚園費2,800万円につきましては、松岡幼稚園園庭の擁壁崩壊防止等の対策を行うための工事費でございます。

次に、主な歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、104ページをお願いいたします。

これまで申し上げました歳出の財源といたしまして、104ページ上段にあります公立学校情報機器整備費補助金、ネットワーク環境施設整備費補助金の教育費国庫補助金5,071万6,000円、中段の新モビリティサービス推進事業補助金109万2,000円、6次産業化支援事業補助金63万9,000円、儲かるふくい型農業総合支援事業補助金1,237万4,000円をはじめ、福祉事業寄附金20万円、一般寄附金70万円など、幼稚園児給食代1,251万円、幼稚園児給食代253万8,000円を漏れなく計上し、歳出補正総額1億6,084万5,000円からそれら特定財源1億1,029万6,000円を差し引いた額には、104ページ下段のとおり、一般財源として前年度繰越金5,054万9,000円を計上しております。

以上、簡単ではございますが、議案第27号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） それでは、令和2年度永平寺町一般会計補正予算説明書に基づいて、課ごとに補足説明を求めます。

それでは、総務課関係、3ページから4ページの補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、総務課関係の補足説明をさせていただきます。

予算説明資料の3ページ左側をお願いいたします。

交通促進会計年度任用職員給、先ほどの説明にもありました近助タクシー試走運行に伴います県の補助事業の対象になったことから、財源の組替えでございます。

4ページをお願いいたします。

左側、公有財産管理諸経費、補正額199万1,000円につきましては、旧永平寺保健センターについて、売却価格の算定や敷地内の防火水槽用地及び国道360号用地との分筆登記等、財産処分のため必要な費用を予算化するものでございます。

旧永平寺保健センターにつきましては、条例を廃止しまして機能を廃止しておりますが、その使い方について協議した結果、民間による活用を推進したいということで、今回、売却に伴う価格を算定するための必要な経費を計上しているものでございます。

右側をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策事業、補正額1,368万6,000円につきましては、7月以降のコロナウイルス対策に関する経費でございますが、消耗品のアルコール消毒液につきましては、町内3蔵元による消毒用アルコールの製造、供給に係る費用を計上させていただいているものでございます。おおよその見込みとしまして、アルコール消毒液につきましては4か月から6か月分の供給をさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、総務課の説明とさせていただきます。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 初めに、デマンド型交通促進の財源振替なんですけれども、ちょっと今回、コロナの関係でこっちのほうを先、議案のほうを先に審議するというので一般質問にも通告はしてあるんですけど、なかなか一般質問の時間があまりありませんので、ここで少しお聞きをしたいと思います。

今回、試行ということで、昨年11月からこのデマンド型の運用をしております。たしか9月までということで、9月までの間の県の補助が採択されてということだろうと思いますが、一つは、試行期間ですので、検証していくということになって、そして10月からどうするかということを考えているんだということも当初の予算の中で説明をいただいておりますが、このコロナの関係でなかなか運用ということは、当初考えていたことと、そういうふうになっていないのではないかと。しかも、デリバリーの関係でこういうのを活用しているということもお聞きをしております。現在どのような状況になっていて、また9月までの評

価ということの中でどう評価の方法を変えていくのか、お考えがあったらぜひお聞かせをいただきたいなと思います。

2つ目です。永平寺の保健センターの売却の件であります。本年の3月の最後の全員協議会の中で示されました公共施設再編計画、第2次の中にこの幾つかの公共施設の方向性が示されております。その中でこの保健センターについては、民間への譲渡、売却をということであります。施設面積が506.7平米、建物の建築が1985年ということですので、おおよそ35年ですか、たっております。町の考え方といたしまして、この施設、建物をそのままどこかの民間に譲渡したいというようなことなんでしょうと推察するんですけども、そういうふうな、ここではなかなか言えないかも分かりませんが、民間のニーズというのはあるのかどうかということをお聞きしたいのと。測量をしますよね。いわゆる分筆登記をするということですが、その辺の細かい事情、道路にする面積とかという部分もあるんだろうと思いますけれども、そういうのを少し教えていただきたいなと思いますし。

もう一つは、アスベストの調査も入っております。現実、アスベストがあるということになりましたら、その当初の方向性が変わってくるのかな、どうなんかなというのをぜひお答えをいただきたいなと思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、1件目のデリバリー、デマンド交通関係につきましては、大変申し訳ございませんが、4月から町内のM a a Sと一体的に進めるということもありまして、今の近助タクシー関係の業務が総合政策課のほうに移っておりますので、後ほど総合政策課のほうから答弁をお願いしたいと思います。

あと、保健センターにつきましては、ニーズということにつきましては、町としましては、永平寺口駅から近いとか、前面の国道に面しているとか、立地条件としてはいいなということで民間に売却したいということで考えているところで。ただ、今、実際のニーズがあるかどうかということにつきましては、具体的なお話はいただいておりませんが、そういったロケーションを考えますと、売却するための調査をして1回公募にかけたいなということで今回要求をさせていただいたところでございます。

測量の理由といたしますか、につきましては、先ほど申しましたように、敷地内に防火水槽があるものですから、その防火水槽については当然町の所有物として

分筆しないといけませんし、その敷地内の1筆の土地が前面の国道364号の敷地に食い込んでいると、1筆そのものが保健センターの用地と国道364の用地にまたがっているということもありますので、どうしても民間に売却することになりますと、その辺のきちっと分筆をして用地の確定をしてということが必要になってきますので、そういった点で最終的に確定測量、分筆登記ということをやりたいということでございます。

アスベストにつきましては、当初の設計書でアスベストがあるということは判明しておりますが、そのアスベストがどういう影響を、建物の評価をするときにどういう影響を及ぼすかということや不動産の鑑定をするときに必要になってきますので、そのアスベストの調査をするということで、今、現時点ではその建物の中のアスベストのあるところの調査をすると。当然アスベストそのものは封じ込められていますので影響はないんですけれども、民間に売却したときにそれがどう影響するかということを見たいということです。鑑定をする場合に反映させるかどうか。だからアスベスト調査をして、その建物の評価に影響がないということであれば、その建物の評価も変わってくるということになってくるということでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この公共施設につきましては、やはり民間に売却することによって町がスムーズに公共施設をほかの施設にという、そういう考えがあります。ただ、買手がつかない場合は、あの建物を壊して、今度は地面を売っていかうかという、またその土地をどういうふうにご利用しようかというふうに考えていかなければいけないというふうに思っております。ただ、今回、この調査費で盛ることによりまして、本当に売却が町としては一番いいなと思っております。

アスベストにしても、例えば今回売れなくても、このアスベストの状況が分かると、壊すときにまた解体の予算の中で、今のところ、例えばこの前の御陵の小学校の改修のときに、ペンキの中にアスベストが入っていると、思いがけないことがあります。そのときに調査をしろという、いろいろと議会からもご指摘もいただいたんですが、なかなか、やはり解体にならないと把握ができないという建物もありまして。ただ、今使用しているところは封じ込めとかそういった対策はしてございまして影響はないんですが、解体になりますとなります。今の上志比支所につきましても、やはりアスベストが出てきて解体費用が膨らんだとか

そういった事例もありますので、前もってこういった調査費で把握をしておきたいなということもありますので、ご理解よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） それでは、近助タクシーの件につきまして回答いたします。

この近助タクシーの取組につきましては、昨年までは完全ダイヤ制ということでやっておりましたが、本年4月27日からは、フリー運行とすることで利用者の増につながるかを現在検証しているところでございます。このフリー運行にして取り組むということが、今回、県の新モビリティサービス推進事業の対象になりましたので、財源の組替えをお願いするものでございます。

また、これまでの実績で言いますと、昨年は27名の方が延べ418回利用をされております。11月から3月ですが、98日間で1日当たり4.3回の利用となっております。本年は4月、5月の2か月ですが、やはり4月につきましては新型コロナウイルスの影響で29名の方が延べ43回の利用、当然利用されない方もいたんですが、1日当たり2回。ただ、5月18日からは若干表に出るとい取組が増えてきまして、10日間で66回の利用があつて1日当たり6.6回の利用となっているところでございます。

まず、当然近助タクシー、人を運ぶそのものの利用も増やしていきたいということでフリー性能の検証もしておりますし、先ほど出ましたが、MaaSということで貨客混載ということで実証としまして、5月2週間程度ですが、お弁当を運ぶという実証も行ったところでございます。ただ、当然お弁当を運んでいるときに人を、タクシーで移動したいというご依頼もございますので、なかなか今回の実証では人を運びながらお弁当も運ぶということは実際できませんでした。人を運ぶ車両とお弁当を運ぶ車両がどうしても分かれてしまうということが見えてきましたので、当然、今後、貨客混載で例えば宅配物を運べないかとかということも考えていくことになるんですが、その辺も踏まえまして実証をしていきたいというふうに考えておりますし、10月につきましては、今回のこの近助タクシー、コミバスもそうですが、予算、9月分までしか見ておりませんので、早い段階で検証をして、また皆様にもご報告させていただいて、今後の在り方ということでお話しさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 保健センターの売却の件であります、どのように売却相

手を探すのかという方法をお聞きしたいのと、いつまでに売れるかどうかという見極めをするのかということをごひお聞きしたいんですが。

というのは、なかなかこの時期、どういう企業を想定されているのかなと思うんですよ。あそこで宅地ができるのかどうかは分かりませんが、結構、今日うちの町内の人と話してたんですけど、上志比出身の人がこちらのほうに移り住んでこられたんですけど、やはり上志比でも土地を探されたらしいんですけど、なかなか思うようなところがないというのでこちらへ来られたと言うんですけど、やっぱりこっちのほうが高いというようなことも言われてたんですけど、そういう方もどこかにニーズがあるんじゃないかな。逆に永平寺の、永平寺口に近しいという非常に立地条件もいいので、宅地化はどうかかなと。一言お考えをお聞かせいただきたいなと思います。

それと、デマンド交通型ですけども、フリー運行ということが具体的にどうということなのか、ちょっと説明をいただきたいなと思うのと、9月までに検証をということですが、基準があまり示されていないんですよ。持っておられるんだろうと思いますけれども、どのような方向性で検証していくのかということがありましたらお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、保健センターの公募の方法でございますけれども、まだ確定ではございませんが、ホームページとか広報とかいろいろな形、町内だけに限らず広く公募という形でかけていきたいなというふうに考えております。

ただ、想定している企業、法人等につきましては、実際、不動産鑑定をして最終的にこの建物の価値が幾らぐらいになるかということがまだこれからですので、そういったことも見極めながら考える必要があるかなとは思いますが、ただ、これは私見ですけども、先ほど言いましたように、駅から近いとか、あそこの地区がやや中心に近いといったこととか、そういうことを考えると、いろんな人が集まるような、そういった場に使えるような、逆に言うとそういう応募があればいいかなとは思いますが、今のところは全く白紙の状態でございます。

宅地化につきましては、先ほど町長も申しましたように、公募をかけて民間からのそういった申出がない場合、その公募の期間というのはまた今後お知らせすることになりますが、今現在でどのぐらい、何か月間という期間はまだ白紙の状態ですけども、そういった民間への譲渡を試みた結果、どうしてもやっぱり応募がないというときには、先ほど言いましたように、解体をするというような形

になってきて、その跡地についてということで、そのときに一つの方法として浮上してくるんだと思いますが、今、上志比地区で小規模宅地を町として実行しようとしておりますので、そういった売却の状況ですとか、そのときのいろんなニーズですとか、またそういったことも含めまして、次の展開として可能性としてはあると思いますが、今はまずあの建物を民間に売却することを優先に取り組ませていただきたいなというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 民間に売却する場合、宅建協会の皆さんとか、あと不動産協会の皆さんにもお声がけをさせていただいて、こういった施設が使えないかというのを話したいのと、もう一つ、東古市は今レストランが入っております。あの施設も公共施設でした。あれも町が公募をしまして、地域に資するとかいろいろな条件をつけさせていただいて、結構その値段も落として販売するというのもありましたので、ここにつきましても何かそういったことができないかなというふうなことも考えております。

ただ、もう一つの、これはいい例ではありませんが、石舟の幼児園跡。あそこも何度か民間に公募を出しましたが、なかなか、行政の基準の値段で出しますと手を挙げてくれる方がいないというのも現状ですし、また、じゃ、その値段を落として再度公募をかけるのも、今度はまた議会とかいろいろなところから、「それは公平性があるのか」とか「安過ぎるのではないか」とかそういった意見もいただきますので、これについてはしっかりと議会のほうにも説明をしながら、こういう状況なんで一度この値段はこれでどうですかとか、そういうのを進めながらやっていきたいなというふうに思ってます。ただ、それでもない場合は、今ほど総務課長が言いましたように、この土地の有効な利用を考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） 近助タクシーのフリー運行についてでございますが、このフリー運行につきましては、これまでダイヤ制ということで、どこに行くにも時間が決まっていたんですが、4月27日からは、朝の最初の便と夕方の最終便はダイヤ制にしているんですが、その間の日中につきましては、個人様から何時にどこどこへ行きたいというふうな予約があったときにそれに応じる形で対応するというので、フリー走行ということでやっております。

また、基準等についてでございますが、なかなか数値等での基準とかというと

難しいところがあると思っておりますが、実際、近助タクシーにつきましては、本格的な運行をするというときには一定の料金負担ということも考えておりましたし、当然効率よくということも考えておりますので、お一人運んでいる道中に、例えば同じ方向に行く方のご予約が入れば、一緒に乗せて効率よく行けないとか、そういうことも含めて、とにかくやりながら課題を見つけて、なるべくよいサービスとなるように対応を考えていっているというのが現在のところでございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 今回の町有地の譲渡の件でございますが、この調査費をかけることについても、有償譲渡ですから、後々きちんと被譲渡者に対する責任がちゃんと果たせるように調査することは必要だと思いますし、この利用の方向性についてもその方向性は十分理解できますので、そのことはそれでいいと思いますが、中で、この土地の境界確認ということがございますが、これはもともと、旧永平寺町ですか、のところから取得されていたものだと思いますけれども、通常、境界には、昔から永平寺町が持っていたかどうかはあれですけど、境界くいとかが、あるいはピン等がそこに設置されていると思いますけれども、それは今はくいとかがピンはないのでしょうか。

それと、当然、境界確認ですから隣地者等の立会いも必要になるとは思います、その経緯といいますか、改めて全部、もう何もないという状況から始めるのか。

それと、もう1点。国道364号ですか、ここの公衆用道路用地との分筆登記、もちろんそこが入り組んでいけば分筆しなければいけません、これも何か、どういう経緯でその1筆の土地の上がこの保健センターの用地でもあって、なおかつ道路用地にもなるようになったのか。そこら辺の事情、もしお分かりでしたらお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 境界につきましては、やはり民間に売却するに当たって境界をきちっと確定すべきという、まず第1点がありますが、登記簿謄本を取りますと登記簿上の面積とうちの財産台帳上の面積と多少ちよつとずれがございます、再度やっぱりその境界を確定すべき。当然、今おっしゃったように、隣接者との立会いも当然必要になってきますし、そういった形で面積を確定したいと

いうことでございます。沿線にえちぜん鉄道も走っておりますので、そういった絡みもあるのかなというような気はしております。

あと、国道364号との関連につきましては、詳細は分かりませんが、察するところ、例えば国道の拡幅とか改良のときに、昔、民間、それぞれ沿線の方が用地を出し合って道路を改良したと。ただ、そのときに分筆登記も一緒に行われていけばよかったんですが、それがされずに今まだ残っているというような状況だと思います。この際そういったことを解消すべく、きちんと境界を確定し、分筆をしたいということでございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 永平寺保健センターのアスベスト含有調査ですけれども、先ほど建築年度が1985年というところ、そのときの設計図を確認したところアスベストが含まれていると、しかし、ここでもう一度調査を行うということですが、その含有状況によって売却ということがちょっと困難になるとか、売却の前にアスベスト対応の工事が発生するとか、そういったところの見通しはどうか。

それから、もう1点。説明書の4ページの右側のところに、業務分散による予算が出てきております。リース料ですけれども、これも昨日ちょっと確認させてもらいました。7月から業務分散を継続するということですが、今回、補正予算で出てきましたリース料というのは、その期間というのはどれくらいの期間を見ておられるのかということです。それによって、当分というんか、そのリース期間は少なくともその業務分散の体制を取ることになるのかなと思うんですが、リース期間ってどういう設定になってますかということです。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、アスベストに関してでございますが、今回、アスベスト調査をするに当たりましては、エックス線でその中の物質を調査するというのをやりたいと思っております。その中の物質がどういうふうに害を及ぼすかということで調査をしたいということでございますので、その調査結果を見てそれが実際に売却するときはどう影響するかというのは、その調査結果を見てからになりますけれども、不動産鑑定の中に技術料という形で、そのアスベストの調査を受けた後にそれがどういうふうに鑑定に反映するかという料金が技術料として含まれております。それがアスベストの調査の結果、そのまま売却しても大

丈夫とかそういったことになれば、そういった技術料に関しては今後減額することもあり得るというふうにはこちらは考えております。

あと、業務分散につきましたのリース料の期間でございますが、当面、7月以降4か月のリース期間を見ております。県の行動指針にもありますように、職場における人数を減らすとか、引き続き3密を回避するような対策をとというような行動指針を受けまして、約4か月分のリース期間を見ていると。

ただ、その期間までの間に状況が変わって通常の業務に戻せるような状況でありましたら、職員は戻ってくる可能性もありますし、一部、課によっては分散の中でどうしても、やはり税務課であったりとか、これから忙しくなる課におきましては職員を戻すというようなことも今後あり得ますが、その場合におきましても感染防止対策をしっかり取って業務に当たるというようなことに取り組んでいきたいというふうには考えております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 説明資料の4ページ、コロナ対策でいろいろありました。マスコミ報道では、たしかほかの自治体にアルコールの提供をしたというのがあったと思うんですが、それら含めて、例えば予算の中にあるのかということで、アルコールは地元の蔵元から2,000リッター、これリッターに直すと3,350円だと思うんですが、そういう状況もありますけれども、全体としてコロナ問題で、例えば全員協議会で議員が集まっていたりいろんな機会に集まってもあんまり行政からの具体的な説明は、口頭での説明というのはなかったように思うんですね。それらも含めてやっぱりどうなってきたのかなというのをちょっと示してほしいと思います。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 消毒用アルコール液につきましては、当初2,000リッターで670万円という予算を計上させていただいております。当然そのときには酒税分が含まれておりまして、いろいろな国への働きかけの関係上、酒税が免税になるというようなその後の動きもありまして、現状はリッター当たりの単価というのはかなり安くなっておりますので、逆に言うと、その予算の範囲内で製造、供給する量を増やしているというような状況でございます。

また、この消毒用アルコールにつきましては、それぞれの蔵元さんもその原料となる醸造用のアルコールの調達に非常に苦慮されているという中で、やっ手

に入ったというタイミングの中で、これを逃すとなかなかその製造ができないということもありまして、そういったお話は議長さんにもお話しさせていただいて、当然、議会事務局のほうから各議員さんのほうに、メールだと思いますが、そういうことで製造、供給に入らせていただくということは一応こちらのほうからはお話をさせていただいているというふうに認識をしております。

ただ、今おっしゃいましたように、全協でのきちとした説明というのはございませんが、何しろ製造に関して非常に、製造アルコールの調達とか今後の動きとかという中でどうしてもやっぱり急ぐ必要があったということで、その辺につきましても議会のほうにもご理解をいただくように連絡は一応させていただいたというふうに認識しております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 地元にはそれなりの経過説明とかというのは、やっぱりきちっと、メールとかそれだけではなしにしておくことも大事なんではないかなって思ってます。

例えば、酒税もというふうな話はちらっと耳に入ってきましたけれども、それがなくなって、じゃ、2,000リッターがどうなっていくんかというなのは、これは予算としたら、説明の中で、実際どういう予定でいるのかというのをきちっとやっぱり説明していくことも大事なんではないかな。今のところは4か月から6か月分となるという話で、そういう予算の範囲内の2,000リッターの話なんです。それがどうなるのかとかいう見通しも含めて、やっぱりそれは一定、きちっと説明していく必要があるんじゃないか。

特に学校が再開になってこれらが使われるんだろうとは思いますが、それらについてもやっぱり具体的には聞いてないんですね、どういうやり方をするのかとか。例えば学校でその手洗い、消毒をこれによってやるというんですが、奨励しているのは、たしか30秒間手をもんでやろうということなんです。それを置いてある消毒液、この議場の手前にあるような噴霧器みたいなやつでやるのか。テレビなんかを見ると、学校の先生がその噴霧するやつを持って子どもにどんどんどんかけていって、いろんな、効率よくやるようにやっている。当然考えていると思うんですよ。しかし、それらも含めてどうなるかということは詳しくやっぱり聞いてないですね。そこが、僕、今度のコロナの問題で言うと、議会がどうも、いろいろな、紙で情報は流れてくるんですけども、町がどうしたいかという基本的なところでの話がなかなか見えないんじゃないかなというのはちょ

っと感じてるんで、その辺はいかがですかね。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この件につきましては、これ何度も申し上げてますが、なかなか、全員協議会を開催していくことがまた密になるという中で、対策本部に局長に入っていていただいております。その中で今回のアルコール、全ての課にどういったところに配布したらいいか一つずつ聞いて、もちろん議会、局長も入る中で入っていただいております。そしてこういったところ、こういったところ、こういったところに配布しようというのを決定して配布をしています。

今回、ちょっと所信の中でもこういったところに配布したかというのはまた触れさせていただきましたが、決して議会のほうに何も相談せずにとか、一つ一つ今回の専決につきましても議長のほうに、これ専決させてください、もしくは臨時議会、基本は臨時議会を前提にお話をさせていただきますが、また議会の取り計らいで、じゃ、専決でということで、本当にありがたく背中を押していただいているのもあります。

そういった中でしっかりと議会のほうにはご説明をさせていただいておりますし、また、一度、議員さんの中で、議会の中で、全員協議会で、このコロナについて話し合われたというのも聞いております。その中で、また局長を通して対策本部の中でいろいろなご意見もお聞かせいただいておりますし、また、局長のほうにも、私たちのこれでまた議会の皆さんに伝えて、もしこういったことがいいよとか、こういったのはどうなっているとか、そういったことがあったら対策本部の中でしっかりと確認して、また伝えてほしいということも伝えてあります。本来ですと、本当にこんな緊急事態ですので、毎週でも、10日に1回でも皆さんに集まっていただいて、特に今回、専決のボリュームも多かったですし、説明させていただきたかったんですが、なかなかそういった状況でもないということもご理解をいただけたらなと思います。

また、あわせまして、今いろいろなご質問があればお答えをさせていただきます。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 量につきましては2,000リッターから、その酒税の免税に伴いましてプラス600リッターを増量しまして、合計2,600リッターの製造、供給をするということで進めております。

配布先につきましては、各学校、幼稚園、児童クラブ、福祉施設、医療関係、

町内の保険薬局のほうからもアルコールが不足しているということで供給していただけないかという要望もいただきまして、保険薬局にも供給をさせていただいております。また、区長さんあるいは自主防災会のリーダーの方、社協さん、民生委員さん、日赤奉仕団とか、そういった今後災害等によっていろいろ活動される方々に対しても提供させていただくということを計画しているところでございます。

この量につきましては、300ミリリットルの瓶と720ミリリットルの瓶と2種類ありまして、今、個人の方には300ミリリットルの瓶を供給するような計画で進めているという状況でございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 別に急いで、例えば専決でいろんな予算を確保して進めるということについては、僕らは異論はないです。そういうなのを、例えば今説明されたそういう問題も含めて、総務課長が説明されておりましたけど、もう少し議会と密に、直接話していただく。議員が集まる機会がちょいちょいとあったものですから、そのときには出ていって説明するわというぐらいの姿勢で臨んでいただくほうがよかったんじゃないかということだけ言っときます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） そういった機会があるのは、実は開催してるときに知ったんです。「今日、今、議会議員さんが集まって何か話ししてるよ」とか。事前に言っていたら、しっかりとした資料、そういったものも出せたかと思っておりますので、これからまたそういったことをよろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、総合政策課関係、5ページの補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（原 武史君） それでは、総合政策課関係の補正内容につきまして補足説明いたします。

説明書の5ページをお願いいたします。

5ページ右側、企業立地促進事業726万8,000円につきましては、企業立地促進条例の交付要件を満たす企業への助成金を計上するものでございます。

対象となる企業は、カワイローラ株式会社様です。販路拡大のための事業拡張として、松岡領家にあります工場の西側の用地6,015平米を新たに取得し、そこに1,992平米の建築面積の工場を増築したものでございます。また、こ

の増築部分は令和元年7月31日より稼働しているものでございます。

また、この増築部の稼働に当たりまして、新規に町内在住者3名を雇用したものでございます。

この補正では、用地取得費の助成金としまして、用地取得費の20%分としまして636万8,000円、また、新規雇用者3名の雇用促進助成金としまして1人当たり30万円の90万円の予算を計上するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） なければ次に、住民生活課関係、6ページの補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） それでは、お願いします。

予算説明書6ページ左側をよろしくお願いします。

今回の補正では、マイナンバーカードの負担金についての補正をお願いしております。マイナンバーカードの発行につきましては東京のJ-LISのほうで発行を行っておりますが、全国的なマイナンバーカードの発行件数の増、永平寺町での発行件数の増により、当初予算よりも負担金の請求が増えたということでありまして、今回、前期分として72万2,000円の補正をお願いするものでございます。

なお、この補正額も含めまして、この交付事務の負担金につきましては、全額、国庫補助金にて措置されるということも申し上げておきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） これ恐らく全国的に増えているということでの、永平寺町でこれだけ増えましたよという実数からの金額ではなくて、比率で割ったところからの金額であるのかなと思っているんですけども、永平寺町の実際のそのマイナンバーカードの普及率、前の段階では15%ぐらいとおっしゃってたと思うんですけども、今どれだけぐらい増えているのかということと。

今、給付金の窓口申請の方もすごく窓口に押し寄せてる状態の中でマイナンバーカードの申請の方というのも増えていると思うんですけども、そういった混雑状況というのはどうだったか教えてください。

○議長（江守 勲君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 永平寺町でのマイナンバーの交付につきまして申し上げます。

平成30年度と平成31年度（令和元年度）——昨年ですね——の実績を参考にしますと、平成30年度では年間で202枚、202件といたしますかね、なります。前年度、令和元年度につきましては913件というふうに大幅に増えているということで、この傾向は本年度についても引き続き増えていくというふうに思っております。我々としては、皆さんにマイナンバーカードを取得してもらうということは非常にありがたいなというふうに思ってますし、今後もマイナンバーカード取得については強力で推進していきたいというふうに思っております。

給付金に係るものですが、確かに議員おっしゃいますとおり、給付金のこともありましてマイナンバーカードを申請する方というのは増えております。ただ、窓口に来られたときに、どうしてもこのマイナンバーカードを申請されたときに即時発行できるものではありません。J-LIS、東京のほうに委託しますので、やっぱり3週間、1か月以上かかりますし、今、非常に全国的にも混雑している状況ですので、さらにもうちょっとかかるということでもあります。そういうことも踏まえまして、申請をしていってまた後日取りに来るということで申請される方がおります。

給付金の絡みでいくと、給付金の絡みでマイナンバーを申請してオンラインで申請しようという方も最近はおりました。ただ、その申請の時期と給付の時期ということについては、マイナンバーカードの発行が間に合わないということもありましたので、そこのところはご理解いただいて、また後日という形でされておりました。

今回、こういう給付金のこともありましたので、そういうことの経験を踏まえて、マイナンバーカードの取得については住民にもしっかり周知をさせていただいて枚数を増やしていきたいというふうに思います。広報紙にも、今度6月にも出しますし、今後もマイナンバーカードについては普及ということはどんどん広報で、ホームページ等についても推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） ありがとうございます。

今年に入ってもさらに増えているということで、コロナのことも増えているということで、個人番号通知カードの期限が5月だったというところでちょっと焦ってしまった方もいると思いますし、逆にコロナで、期限やけど申請しにくいからってどうしようって控えている人もいると思うんですね。そのカード自体は効力を執行するわけではないとか、そういったことの細かい情報をご存じない方も多いようだなという印象を抱いているんですけども、それですごく混乱を招いてしまっていると。コロナのことでマイナンバーカードの普及に対して追い風になってる部分もあるし、向かい風になって嵐のような状態になってるんですけども。

マイナポイントが今年の7月から始まりますね。それで来年の3月からは保険証への切替えもできるようになると。その保険証へ切替えになると、高齢者の方ですと高額療養費を給付されている方、こういった方の手続きが簡略化されるようになるというようなメリットもあるという中で、今、これから二、三年ぐらい感染リスクが高い中で病院に行くという状況の中で、マイナンバーカードを持っているということですごくスムーズにできるようになるというメリットがあるんですけども、その病院の窓口や市町、自治体の窓口に来て受付に並ぶとか、そういう受付で長時間座って待っているというようにリスクを軽減させるためにもマイナンバーカードの普及というのを計画的にさせていかないといけないというのが、これがコロナ対策として急務なのではないかなと思うんですけども。

本来的にもマイナンバーカードの普及率というのは今年も飛躍的に高めなあかんかった時期やとは思っています。それで、その中でも安心して皆さんがそのカードの申請をできるための環境づくり、今、6月にも広報に載せていただくということはありましたけれども、段階的にそういう高齢者の方や高額療養費の対象の方にも切り替えてくださいなみたいなこととか、そういう計画をつくったりとか、そういうことは今どういう状況でしょうか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回これほどマイナンバーカードが騒がれたといいますか、そしてもう一つは、マイナンバーカードってこういうふうに使えんだというのが改めて皆さんが分かった、そういった機会になったのかなと思います。

それと、新しい生活様式というのを求められている中で、やはり行政サービス、

このカードが大きく便利になる。実際、今回使われた方は、実はそこで使った中で不便さも感じた。ただ、その不便さを感じたということは、新たにサービスをするときにちょっとでも簡単に手続きができる、今はカードリーダーが必要とかそういったのでちょっと不便だなと感じたけど、使う人が増えれば国のほうも、またサービスを行う行政のほうも、もっと使いやすい、そういったカードになっていくのかなというふうに思っております。

今回、私のほうにもいろいろな方の問合せがありまして、「通知カードが使えなくなるの？」とか。実は私、不勉強で、4月中やったですかね、「そんなことあるんですか？」って逆に、逆質問をしたというのもあります。ただ、それは物すごい、ひょっとしたら住民の皆さんは不安に感じているかもしれないので、そういった形のQ&Aといいますか、これらはこういうふうになりますよ、マイナンバーカードはこういうふうに使えますよとか、こういったことを広報紙で啓発をしていきたいなと思っております。

皆さんもお気づきの方いらっしゃると思いますが、最近の広報紙は前面に、例えばゴールデンウィークのごみの日であったり、そういう生活に密着な情報をどんどんどんどん見やすいところに出していこうという、そういった取組も行っておりますので、今、こういった中でマイナンバーカードの普及については、毎回とはいきませんが、いろんな形で普及に努めていきたいなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 私のほうからは、まず保険証の切替えについては、即時なるものではない。各保険者がこれからどうしていくかということになりますので、高額療養とかにすぐ使えるというものではない。ただ、いずれはそういうふうになっていく流れかなというふうには思いますが、来年4月から即なるものではないということだけのご理解をいただきたいと思います。保険者の考え方がありますので、そこのところはまた後日説明させていただきます。

あと、マイナンバーカードの申請の簡略化というかね、そういう面を考えますと、当然写真が必要になります。なかなか写真を撮ってきてくださいというのも大変です。役場に申請された方については、役場のほうで写真を撮って即申請につなげるということで、例えば通知カードとか免許証とか、そういうような本人確認を持ってきていただければ申請ができるというふうな体制でずっとやってきてます。こういう意味では、非常に申請された方については簡素で簡略化した申

請ができるという対応でやっていきますし、今後もそういう形で続けていきたいなというふうには思っております。

また、昨年までは事業所単位にも普及に回しまして、今、新型コロナウイルス関係で回れませんが、また落ち着いた段階で各事業所にも回しまして、マイナンバーカードの普及についてもご理解をいただくような対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） ありがとうございます。

マイナンバーカードの申請自体すごく簡単なもので、本当は窓口に行かなくてもできるんですよね。スマホでもできるし、私もスマホで自撮りでやったんですよね。最近では、証明写真を撮る機械の中でできるということもされているようなんです。それが永平寺町の中でどんだけ、その証明写真の機械でそのまま交付申請できるやつが置いてあるかどうかは分からないんですけども、一応そういうサービスはありますよというのはある。

もし永平寺町内とか近隣でもそういうことがあれば、そういったことのお知らせも併せてしていただいて、やっぱり今、窓口にたくさんの方が集まるというリスク回避というのはできるだけされたほうがいいのかなと思いますので、スマホでもできるし、そこから1か月かかりますよということをしっかりと周知されたらいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 議員のご指摘、真摯に受け止めて、住民の方が本当に申請しやすい環境についても我々もしっかり取り組んでいきたいと思いません。

ありがとうございました。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ、暫時休憩いたします。15分より再開いたします。

（午前10時03分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、福祉保健課関係、6ページの補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、予算説明書6ページ右側をお願いいたします。

老人福祉費、在宅福祉事業の補正でございますが、今回、財源組替えを行うものです。

今年度、歳入の説明でもありましたように、福祉事業に使ってくださいと寄附金を頂きましたので、在宅福祉事業に充当することとしまして、財源組替えを行うものです。

以上、補足説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） その寄附金はどういうところからですか。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 個人の方から寄附いただいたものです。お名前はここでは控えさせていただきます。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 今の寄附金の財源組替えには直接は関係ないんですが、この高齢者福祉、在宅福祉ということで、コロナの対策期間中、例えば高齢者のグループホームなんかでは、建物の立入禁止とか感染防止策が取られました。それとか、介護事業者も感染防止のために通常の、平常の期間でしたらできるサービスもそういう期間中はできなかった、あるいは中止したというようなこともあったかと思いますが、永平寺町においてはそこら辺は何ら通常ベースで行われたのか、どういう状況だったのか、もしお分かりでしたらお教えてください。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） コロナ感染症対策に当たっては、介護事業所においては大変なご尽力をいただいたものと思っております。

特に入所系の施設は面会もお断りということ。それから、訪問系とか通所系の事業所につきましては、感染防止対策を十分に取っていただいて通常どおり営業を続けていたということ。一部、濃厚接触の疑いがあった時期がございましてお

休みを取った期間もございましたが、ほぼ営業を続けていただいたという状況です。

在宅福祉事業につきましても、外出は一部減少の傾向がありました。ただ、配食系であったりということは、全て通常どおり配食を行っていたと。当然、訪問するに当たっては感染防止対策を十分に取っていただいたということでございます。多少減少はありましたけれども、大きな減にはなっていない、福祉サービスについては十分届いたということを思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、子育て支援課関係、7ページから8ページの補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） それでは、子育て支援課関係の6月補正予算の説明をいたします。

まず、歳入の説明をさせていただきます。

説明書の2ページをお願いいたします。

款、県支出金、節、児童福祉費補助金、子だくさんふくいプロジェクトシステム構築・改修事業補助金の65万4,000円につきましては、家庭育児応援手当及びすくすく保育事業のシステム改修について県補助の対象となりましたので、補正をお願いするものでございます。

款、諸収入、節、民生費雑入の幼稚園児給食代でございますが、当初予算では1か月分の計上しかしておらず、今回、残りの11か月分を補正するものでございます。

また、款、諸収入、節、教育費雑入の幼稚園児給食代につきましても、当初予算では民生費雑入で計上しておりましたが、科目計上誤りのため、教育雑入に科目を変更させていただくことと、先ほどと同じく、今回、12か月分を計上するものでございます。今回、計上漏れ、計上誤りがあり、大変申し訳ございませんでした。

続きまして、歳出の補正予算の説明をさせていただきます。

説明書の7ページ左側をお願いします。

款、民生費、目、児童福祉施設費の幼稚園給食運営諸経費ですが、先ほど歳入でご説明させていただきました幼稚園児の給食代の計上誤りによる財源組替えを

お願いするものでございます。

右側をお願いします。

款、教育費、目、幼稚園費、幼稚園施設管理諸経費の2,800万につきましては、松岡幼稚園の園庭側の擁壁について、崩壊防止や安全対策のため、大型ブロック、外部通路補強等による工事費をお願いするものでございます。

続きまして、説明書の8ページの右側をお願いします。

款、教育費、目、幼稚園費、幼稚園給食運営諸経費ですが、先ほど歳入でご説明させていただきました幼稚園児の給食代の計上誤りによる財源組替えをお願いするものでございます。

以上、子育て支援課関係の6月補正予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1番、松川君。

○1番（松川正樹君） ただいまの擁壁の2,800万に関してお尋ねをいたします。

私どもも実際に現場を見てきて、確かにあのちょっと長くて高い擁壁がね、ゆがんでるし、やばいなどは思っています。

ただ、何でゆがんでるかということについて言うと、その園庭そのものに山からの山水が結構大量に流れていて、あの園庭そのものがおかしくなってるということで、我々、素人といや素人やけど、あの水の、どこへ流れていくかということの道をつけていかないといけないんじゃないかという。これ幾ら擁壁を直してもまた同じことが起きるんでないかということが心配されるんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 全協のほうでも説明をさせていただきましたが、山のほうから地下水が流れてるわけで、今回、園庭のほうは、今ある擁壁のほうを崩壊の防止のために新しく工事をするわけなんですけど、やはり園庭のほうにも地下水が流れておりまして、これを、自然相手なのでどうしようかというところ。専門的な方のご意見も聴きながら地下水の調査をしたりすることが必要じゃないかと思ひまして、今はどうかというと、回答はちょっとできないことになってます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回、これ子育て支援課で予算を持っておりますが、まず大事なのはプールのほうの、プールで泳いでいる子どもたちの。あそこで何かあったらいけませんので、今、養生して、そこをがちっと、今後もプールを養生を取ってもできるような、そういったしっかりとした工事をするための予算ですので、子育て支援課が予算を持っていますので、ちょっと視点が子育て、幼稚園の視点での予算組みになってますが、学校のプールのほうをしっかりと守るということですのでご理解ください。

○議長（江守 勲君） よろしいですか。

○1番（松川正樹君） はい。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 地下水とかこれの調査結果なんか、どこかで詳しく示していただくといいと思うんですが。

山から水が出てくる、それをどこで受けているのかということが一番簡単に見れる方法というのは、暗渠のそのまですを見れば、そこに日常的に出てくるのかどうか、雨が降ったときにだけ出てくるのか。雨が降ったときは校庭のやつが流れますけれども、晴天が続いたときにまず水がやっぱりかなりの量が出てくれば、それは流れてるということになるんですが、その辺なんかは、ある意味、素人でも見て判断できるんですね。

ただ、こんなこと言うと悪いですけど、山を後ろに抱えてるから水がかなり流れてると。それでもってあんまりそのことを強調し過ぎると、松岡小学校のいろんな問題にも関わるんですね。その辺はどうなのか考えて、僕はこの擁壁については一刻も早くして、小学校も安心して利用できるようにするというのは当然のことだと思っておりますが、その辺、ちょっと不安だけが先行するんですね。そこをやっぱりきちっと説明してほしいと僕は思っています。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 地下水につきましては新しく擁壁をするわけなんですけど、今ある擁壁につきましては排水パイプとかがついてございませんので、今回新たに積み直す大型ブロックには排水パイプがございますので、そこから水がどれだけ出るかというのを今後、日々点検していく必要があるんじゃないかなと考えております。その水を踏まえて調査をするのかどうかをちょっとまた検討したいと思っております。

今回、前回の全協のほうでも園庭側のほうの調査もしていますということで、

後日、また全協のほうでちょっと調査結果と検証につきましてご説明のほうをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 実は松岡幼稚園の危険性を、あそこではもう建て替えるつもりはないということを行政が言えは言うほど学校の不安も出てくるんですね。そこはどう説明するんかも含めて、僕は幼稚園の問題が、やっぱり今の旧松岡町内の幼稚園の再編に直結したこともあるんですけれども、それにつながったこと以外の影響の問題も考えて説明していかないと、僕は本当に。これは以前、小学校の南校舎の耐震工事のときにもそういうことで床下がどうなってるかという話なんかがありました。ただ、その辺はちょっとあんまり議員も分かってない、住民も分かってない面があるんですけれども、そこは十分気をつけてやっぱりかかってほしいと。

科学的に、根拠に基づいてきちっとした耐震をするんですということと言わないと、ただ擁壁に、水抜き穴を空けるだけの問題ではないことにつながる可能性があるんで、その辺は十分気をつけてほしいと思ってます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 調査につきましては、もうすぐ出てくると思います。段階的な大きな感じの報告は受けてますが、最終的な詰めの報告で、これはでき次第、議会のほうにお示しをしたいなというふうに思っております。

今、小学校と幼稚園の影響についてお話がありました。もちろん山際のほうについては、やはりイエローゾーンになってます。ただ、幼稚園はちょっと一段高くなっていて、幼稚園の建物の下には十何メートルのくいが。

ちょっと子育て支援課長のほうが詳しいので、今説明します。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 前回、全協のほうでも説明させていただいたんですけど、園舎の下には11メートルのくいが43本入っております、そのくいがあるので、多分、下は、くいがあるため大丈夫だということが予測されるということで前回説明させていただいたんですけど、調査結果である程度そのくいがあるために大丈夫だということは報告を受けております。

細かいことは今からまた詰めて、説明を聞いてまたお知らせしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 実はそのくいが入っているということは、どっちかといったら、崩れた土の上に建物とか園庭があって、その下に水が流れて空洞になってきた。くいを入れてあるということは、小学校のあのグラウンドぐらいの高さまでやはりしっかりとした硬い地面といいますか、そういったのかなということにもなります。それは併せまして、出てきましたら、そういった幼稚園の視点だけじゃなしに、小学校のことはどういうふうにもその調査から分析できるのかとか、それについてはまた詳しく出次第、早急にご報告させていただきます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 今の松岡幼稚園の擁壁の崩壊、これ全協で示されております。

2つありまして、擁壁の崩壊という、その想定される被害、一つですね。それからもう一つは、先ほどから出てます幼稚園の園庭の陥没ということで、想定される被害をしっかりと設定しております。その中で今回は、その擁壁対策工事費ということで計上されました。

一つ確認したいんですけども、これの工期はどう見ておられるのかということです。そして、今ほど出ておりますもう一つのサブ園庭のフェンス新設工事、それから砂場新設工事というのが前回の全協の中で上がっております。これは先ほどボーリング調査をもう一度やって方向づけを出すということですが、それはいつ頃にその調査結果が出て、やる、やらないの方向づけはいつ頃になるのかというところを、現時点で計画を持っておられると思いますから、その点を明確にさせていただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 工期につきましては、6月議会、承認を受けたら段取りのほうは早急にしたいと思っております。

ただ、工事に関しましては、プールを使用するかしないかでちょっと遅くなったり早くなったりするので、もしプールの使用がなければ早急に工事に入りたいと思っております。また、工事に入った場合で、一応年内中をちょっと予定してはるんですけど、コロナ関係で若干遅くなるのではないかと想定もしております。

あと、サブ園庭のフェンスと砂場につきましても、今回、この工事で行う予定で考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 今の小学校のプールの使用について、工期が変わるというふうな、そういう子育ての課長の答弁でしたので、今年度の小学校のプール学習について、これまたこの後の一般質問のところでコロナ対応というふうなことで、そこで話をしようと思っただけでしたが、今出ましたので、私のほうから方向性を簡単にお話をさせていただきます。

一応夏休みの生涯学習課が行いますプール開放、これは中止をいたします。夏休み期間が短くなりますので、また正式には一般質問の中でお答えしたいと思いますが、体育の授業としてプール学習を実施したいと思います。コロナ対応、さらに熱中症を十分予防対応しながらプール学習を実施したいというふうに思っていますので、ご了承をお願いしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 先ほど年内と言われましたよね。今回の擁壁の対策工事、12月に完成ということによろしいでしょうか。

それと、繰り返しますけれども、もう一つのサブ園庭に対する対策工事、計画では、調査結果を踏まえてのやる、やらないということに次のステップはなるのかなと思うんですけど、それがいつ頃か。そして、実行するとなれば今の見通しとして、どれくらいの工期が必要なのかということろはしっかり計画として持っておられると思いますので、そのところの話を明確に、いつまでにその調査結果を踏まえてその工事をするのか。サブ園庭ですね。今のところの計画を明確に示していただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） サブ園庭の使用につきましては、今ある園庭は使用しないということで、今後はサブ園庭を使うということで、今回、フェンスの新設と砂場を、新しく工事になったということです。

工期につきましても年内完成を、雪の降る前に完成したいと思っているわけなんですけど、やはりコロナ対策で若干遅れることも想定しておりますので、なるべく早く契約とかそういう形を進めて、段取りだけを進めていきたいと思っております。

○町長（河合永充君） サブ園庭も年内にできる？ 擁壁は年内やろう。

○子育て支援課長（島田通正君） サブ園庭もフェンスも年内。

○10番（川崎直文君） 年内。

○町長（河合永充君） 擁壁の工事が終わらんと。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） サブ園庭のフェンスにつきましても年内中に終える予定をしております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 今のお話の中で質問なんですが、教育長の答弁で体育の授業の中ではプールをされるということで、プールに皆さん入ると、本当に感染する可能性ゼロ%ではない、完全に大丈夫なわけじゃないから、皆さん距離を保って生活されてるわけですね。マスクしたり距離を空けたり、子どもたちもそうしてる、学校でも児童クラブでもみんなそうしている、その努力が全部なくなってしまうと思うんですけど、そういうことを中止されてこの工事を前倒しされたほうがいいんじゃないかと思ったんですが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 文科省のほうから、プール学習については中止をしないというふうな通達は来てないんですね。ただし、実施をする際の留意点というふうなことは指示がありました。その留意点を全てクリアできる場合はというふうな条件付ですので、今、各学校の校長と相談しながら、夏の体育の授業、これを考えますと、夏は一般的にやはり水泳というふうになるんじゃないかと思うんです。今、このようにコロナでいろんな規制が入ってます。その中で子どもたちが学校生活を送る中で、やはり少しでもプール学習をやらせる、私は水遊びというふうな、そういう程度の水泳でも構わないと思ってるんです。そういうふうな形で少しでもリフレッシュできるような場を与える、これは今回は必要ではないかと思えますし、そういうことを総合的に判断して実施というふうなことを決めさせていただきました。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、農林課関係、8ページから9ページの補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） それでは、農林課関係の補正予算の説明をさせていただきます。

予算説明書8ページ右側をお願いいたします。

まず、担い手育成事業、補正額2,418万6,000円でございます。これは儲かるふくい型農業総合支援事業補助金2,290万8,000円と、それから6次産業化支援事業補助金127万8,000円でございます。これにつきましては令和2年の当初予算の主要事業小票で議会にもお示しさせていただきましたが、県の事業でございますので、当初予算には盛り込まず、県の内諾を受けた現時点で補正予算を計上させていただいたものでございます。

ただ、若干金額が変わってございます。まず、儲かるふくい型農業総合支援事業補助金でございますが、農事組合法人につきましては、ニンニク用の乗用管理機械、それから保冷库等でございます。それから認定農業者のほうにつきましては、ニンニクの施設、それから散布機、ロータリーマルチ等でございます。それから、6次産業化支援事業補助金につきましては、これは有害鳥獣駆除事業実施者によりますジビエ加工施設、それから冷凍庫でございます。それぞれ、これにつきましては、県3分の1の補助がつきます。また、6次産業化支援事業につきましては3分の1以内の県の補助がつきます。

続きまして、9ページ左側をお願いいたします。

農地中間管理事業、補正額70万円でございます。これは、ある一定要件によって農地中間管理機構に農地を10年以上貸し付ける場合に、その面積に応じて機構よりこの集積協力金が貸手に支払われるわけでございますが、その場合に、貸手と農地中間管理機構との合意書が取り交わされます。

ただ、この合意書を途中で解除した場合、この場合には、機構に支払われた集積協力金を返還する必要があるございます。今回、平成27年度に取り交わされた件が1件解約になってございます。これにつきましては、諸収入で本人から70万返してもらって、歳出で町から機構に70万お返しするということになります。

それから、9ページ右側をお願いいたします。

農地事務諸経費、補正額150万2,000円でございます。これは県営造成施設管理補助金でございますが、県営事業で整備されました土地改良施設の維持管理に対する補助金でございます。今年は小舟渡土地改良区、それから松岡吉野

土地改良区が対象になってございますが、本来は、県の地域水利施設活用事業実施要領に基づきまして、土地改良区の経常経費の37.5%が対象になるわけなんですけど、例年、200万しかないということで26.8%に抑えられてきたわけなんですけど、今回は予算が確保できたということでほぼ全額の350万2,000円の内示が来ましたので、差額分の150万2,000円を増額補正したいというものでございます。これについても県補助金2分の1、75万1,000円が来ます。

以上、簡単でございますが、農林課の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） どこかで説明をいただいたのかも分かりませんが、9ページの農地中間管理事業、使用貸借の解約の理由をお聞きしたいんですが。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） この方は27年度に2万2,000平米ほどの農地をお貸ししたということでございますが、その生産組織のほうにお預けしたところ、農業のやり方が自分とは合わないということで、やはり返してくれということで返還を求めたというものでございます。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 聞き漏らしたか、確認してなかったのかもしれませんが、8ページのジビエ加工施設とか儲かるふくい支援の、どういう施設と言ったんかね、これなんかの場所とかどういう対象のあれかというのがもしも分かったら教えていただけませんか。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 先ほど言いました有害鳥獣駆除事業実施者でございますが、この方は猟友会にも入ってございますし、有害鳥獣の実施隊の班長でもあるという方でございますが、以前から自宅の倉庫を利用して、自分で捕まえた獲物を加工して、これはペットフードとして作っていたというところでございますが、主要事業の小票のところでは880万ほどの事業でございましたが、県の予算もそこまでつけられないということで事業を縮小して、今回、プレハブ用の倉庫を

活用して自宅のほうでその加工施設を設けたいということでございます。

場所については上志比地区でございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、商工観光課関係、10ページの補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） それでは、商工観光課関係の予算の説明をさせていただきます。

科目は商工費、商工振興費で、事業といたしましては新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。申し訳ございません。10ページでございます。

内容でございますけれども、今般の新型コロナウイルス感染拡大によりまして、町内はもとより国内全てにおいて経済情勢の悪化、特に飲食店関係につきましては外出自粛というものがございまして、売上げ等がかなり減っているといった状況でございます。

こうしたことから、いわゆるテイクアウトのお弁当を業者の方に呼びかけて作って、皆さんで協議会をつくって、みんなでチラシを作ったり、また個別のチラシを作ったり、あと、のぼり等を作ったりという形で協議会を立ち上げて、そこに対する補助をさせていただくものでございます。今、14社ほどの事業者の方が参入していただいてテイクアウトをやっているということでございまして、やはり県内におきましても、6月18日まではまだ、いわゆる自粛が続くということでございますので、今後とも、こうしたテイクアウトにつきまして皆さんと協力しながら少しでも売上げに貢献できればということでさせていただいたものですので、よろしく願いいたします。

次に、10ページ右側でございます。

観光情報発信事業でございます。補正額7万2,000円です。これは当初予算で持たせていただいたんですけども、永平寺町観光パンフレット作成、また案内看板の設置についての委託の業務につきましては、プロポーザルを一応する予定でございます。このときに選定委員会を立ち上げてその業者を決めていきたいといったことで、委員の方、総勢、一応8名の方の委員さんをお願いするものでございます。

今、ここに6名と書いてございますけれども、うち2名につきましては、町の、例えば広報担当であるとか景観担当であるといった役場の職員2名に入っていた

だいて委員を選考していただく。選考するだけではなくて、今後、やはりできてきたものにつきまして皆様のご意見をいただきたいということで、選考委員会を今後は検討委員会という形で実施させていただきたく、全部で選考委員会、合わせて4回分の委員の報償という形でお願いするものでございます。

以上、簡単ですけれども、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 「町内飲食店の協議会を結成し」とあるんですけれども、この協議会の正式名称はどのような名称なのかということと、それから、この協議会の設立と、協議会の期間いうんですか、いつ頃までその協議会として設定するのかということ。

この協議会が今回行った事業、正式名称でどういった事業か。テイクアウトをやっているということですが、その事業名はどのような事業名なのかということを確認したいと思います。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 申し訳ございません。協議会の正式名称は、ちょっと今手元にございませぬ。後ほど説明させていただきます。

この事業の期間でございますけれども、コロナウイルスが、正直申しまして、いつまで長引くかというのはちょっと分からない状況でございます。先ほど言いました、当初、設立したときには9社がございました。一応また新聞等のチラシ配布をさせていただいたんですけれども、そういった中で14社のほうに増えた。今後におきましても、一応今思ってますのは、差し当たり当面は6月18日ぐらいまでですけれども、実際2次のそういったことが考えられますので、当分の間という形で実施させていただきたいと思っております。

実施している項目としては、やはり各テイクアウトの皆様方にチラシを作成していただく。一応、名称は近助メシという形でやらせていただいております。こうした中で、やはり役場とか、またほかの銀行さんとか、いろんなところにもお弁当の注文をしていただいているという状況で、少しでも業者さんの売上げにつながればということとさせていただきます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） ちょっと妙な質問の仕方をしてしまいまして、ごめんなさい。

私の手元にある情報によりますと、この協議会の名称、永平寺町元気食プロジェクト協議会、対象となる事業が#永平寺町近助メシ事業、これでしょうか。

そしてこれが、先ほどのお答えの中で6月18日までの事業ということでしょうか。そしてその事業が18日までの限定ですから、その事業が終わったと同時にその協議会の位置づけはどうなるのかというところを確認します。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 今ほどの、フェイスブック等にも載せている名称が、今議員おっしゃった協議会の名称でございます。

先ほど6月18日と言いましたけれども、6月18日というのは一つの当面の、まず第1弾の目標でありまして、今後やはりまだまだ長引く可能性が十分考えられるといった中で、協議会そのものが今後、少なくとも今年度は存続させていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今の関連になるんですけれども、この協議会、14社ということですが、町内の飲食業者何社のうちの14社になるんでしょうか。

というのは、実際にこの、テイクアウトというんでないですけども、昼食を運んでくれたりとかってやってるところも町内にはありますし、そこに多分、そういう人らが入ってらっしゃるのかどうか分からないですけども、こういったお店というのは、たくさん参加できるように、たくさん恩恵が受けられるようにするべきだろうと思うんですよ。それともう一つは、どれだけこのことをやって効果、業者が潤われるかということの2つを注意せなあかんと思っているんですよ。という観点で測るとどれだけ業者さんがこの加盟店に入って、そしてそういう恩恵を受けられるのかということと。

もう一つは、実際にチラシを出したりのぼりを立てることによってどれだけお客さんがデリバリーしてくれるかということが、いわゆる効果がどこまで見込めるのかということなんです。こういうようなことはほかの自治体でもいろいろやっていますし、業者さんでも福井なんかは、独自でチラシ作って分けたり、あるい

はセールスに実際に店員さんが歩いて回ってきたりもしております。その中で、例えばお昼のお弁当600円のうちの半額を町が助成しますよとかというところもやっているところもあります。かなりこれ反響があったらしいんですけど、ほかの自治体では。実際に困っている飲食業者さんがどこまで町の手助けによって今のこの難局を乗り越えられるかという視点で、ぜひお考えをいただけたらなと思っております。

それと、もう1点。観光パンフレットの作成、案内看板の件でありますけれども、プロポーザル方式でやって委員さんを設けて審査するという事なんですが、ちょっと根本の話ですけれども、なかなか今、観光という産業の動きが出てくるというのは、多分、今年の後、年末かどこかその辺じゃないかなという。ただ、第2、第3ということになるとその見通しも見込めないという中で、果たしてこのことによって何を狙いとするのか、パンフレットを作ってどういうところへ分けて集客を目指すのかという、ちょっと先が今見えないので何とも言えないのかも分かりませんが、ちょっとその辺お考えがあったらお願いします。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） まず最初のテイクアウトのものでございますけれども、これにつきましては、町内に食品衛生協会というのがございます。一応、加盟店は約90社ございます。事務局が今、商工会内部にございますので、こうした食品衛生協会の会員さん皆様方に一応全てご案内をさせていただきました。そのうち、今、実際に手を挙げてテイクアウト弁当を作るということで14社の方が参入していただいたという状況でございます。あと、永平寺町の食品衛生協会以外の方で福井の衛生協会に入っておられて永平寺町で事業をやっておられるという方もいらっしゃいます。そうした方につきましても、一応今回、この事業の中に参入していただいているということで、やはり調理師とかそういった免許を持っていないとこういうことができませんので、まずそうしたところには皆さんにお声はかけさせていただいたんですけれども、実際に出てきたのは今のその14社であったということでございます。

どういった店でお弁当をやっているかといったことをつくるためには、やはりチラシというのは大きな効果があるかなと。また、のぼりも作らせていただいたことによりまして、ここではテイクアウトのことをやっているんだなということが分かっていただけではないかなと思いますので、やはりこうした、どこで何をやっているということを知っていただくためには効果があるのではないかな

というふうに思っています。

次のパンフレット制作でございますけれども、今回のこのパンフレット制作につきましては、いわゆる3年後の北陸新幹線開業、また5年後の万博を見据えて、町内の、いわゆる看板とかそういったものを統一性を持たせたいと。また、パンフレットにつきましては、既に作成してから10年以上、少しずつ改訂はしてるんですけれども、今、全面的に町のグランドデザインを考えながらパンフレットと町内の看板を、どこにどういったものを設置したらいいかといったことを今回のこのプロポーザルをした結果として業者と共にまた協議会を立ち上げて協議、検討していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 今の最初のデリバリーの食品の協会ですけれども、90社が食品衛生協会に加盟していると。多分、こういうデリバリーするような業者というのは90社のうち全てではないと思うんです。何社かと思うんですけれども、課長の中では、この90社のうち、もくろみとして何社ぐらいが対象になるかというのは多分把握してされてるんだろうと思うんで、その辺の数って、ご認識あったらぜひお聞かせいただきたいと思えますし。

そもそもこの協会をつくらうという発想は、行政のほうから働きかけたということで理解すればいいんですね。自然発生的にというかそういうふうな、自然発生的にというのは変なんですけれども、業者の方が、飲食店の方々がそういう輪をつくってどんどん大きくなっていったという状況なのか、ちょっとそこも教えてほしいと思えますし。

ただ、逆に14社加盟はしないという、されないという人の理由が、多分このことが、チラシとのぼりが効果があるかどうかという判断をして入るか入らないかを決めてるんじゃないのかなと思うんですけれども、そこら辺、入らない人は逆にどういうふうにして、どういうふうなことで入らないかということもお考えになられたことはないんでしょうか。

2つ目の委員さんの件ですけれども、北陸新幹線は順調に進んでますから開業はするということで、その目指すべき狙いは分かりました。ただ、この委員さん6名というのはどういう方を想定しているんでしょうか。多分、専門家だろうと思えますけれども、どういった方々が委員さんになる予定なんでしょうか。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） まず、このテイクアウト事業でございますけれども、事の始まりは、正直申しまして、商工観光課の若手職員が何とかしたいという気持ちから立ち上げたものでございます。やはり商工会としてもこうした飲食業関係を何とかしようということで、町と商工会、そしてそういった呼びかけをさせていただいて実施していったというものでございます。

先ほどちょっとお答えしませんでしたけれども、実際にその協議会の中で、先ほど言いましたお弁当の割引とかという話も実はございました。例えば1食200円引いたらどうだとか、300円引いたらどうだということもございました。ただ、それになったときに数がどこまでになるかというのはまず分からなかったのと、それともう一つが、期間を例えば何日までとかとやってしまうと、それ以降、一気に値上がりしてしまうといったことになるので、一応今回につきましては、協議会の中でそういったいろんな広告宣伝であったり、また、お弁当を作るのであれば、そうしたパッケージのデザインでしたり、そういったものを作る費用なんかもこうしたところから補助させていただきたいということでやらせていただいております。

今、なぜ入らなかったかというのはありますけれども、実際に、全てではないんですけれども、ありましたのは、そこまで、弁当まで作ってというようなお声も頂きました。あと、作ったけれどもどうやって、例えば店に来てもらうのか、配達してもらうのか、その辺もちょっと何とも言えないなというお声も頂いて、一応今回は見送ったというケースもございました。全ての方に聞いたわけではないんですけれども、何社の方からは、いわゆるお弁当を作って本当に売れるのかどうかという不安から入ってないというお声は聞いてございます。

それと、パンフレット作成の委員さんでございますけれども、一応、委員さんの中には、永平寺町にブランド推進委員会がございます。そうした委員さん。また、当然観光に絡むものでございますので観光物産協会であったり、あと商工会、それと女性の立場ということで女性連絡の方からも入っていただくこととしてございます。冒頭でも述べましたけれども、6人プラス役場職員2名ということで、町の景観担当の職員、また町の広報関係の職員といった方々にも入っていただいで検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回のこの緊急事態宣言が出る前から、まず経済界、飲食業

が直撃しました。いろいろな方のお話を聞きますと、売上げが8割、9割減った、このままでは仕事をやっていくことができないという中で、商工観光課の若手職員、課長も含めてなんですが、何かできないか、近隣市町はこういったテイクアウトに目を向けているという中で、商工会さんともしっかりお話をしまして、いろいろなやり取りの中で、今回、これをさせていただきました。

14社というのがありますが、本当に待っているよりも何かをして次につなげていかなければいけないという企業さんもあれば、今まで家族でやっているからしばらくは店を閉めて蓄えでやっていこうという、いろいろな戦略を持たれている事業者さんもあると思います。今回この14社、今入っておりますが、今後また第2波、第3波、また新しいいろいろな生活様式の中でどんどんどん入ってきていただいて、町の皆さんと連携を取ってやっていく、また、先進的にテイクアウトを取り組まれた方々がいいお手本になっていただいて周りの人に広めていっていただく。これは、例えばコロナが終わった後でも一つのビジネスモデルになっていく可能性もございますので、こういった点でもしっかりと取り組んでいきたいなというふうに思います。

それと、看板とパンフレットにつきましては、永平寺町は門前の開発であったり、新幹線とかオリンピックとかいろいろなものに向けて取り組んでまいりました。これも昨年いろんなところで申し上げておりますが、もう一度その基本的なところ、例えば看板であったり英語の表記であったり、またパンフレットもずっと増刷増刷で来ましたが、なかなか、昔の写真であったり、また新しく取り組んできたのも変わってきて、ちょっとずつなぶるのではなしに、一気にパンフレットとか町の看板とかというのを整合性を持たせて変えようということで、今回のこういうふうなことに取り組ませていただいておりますので、ぜひご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 今のテイクアウトのサービスの件でございますが、デリバリーのサービスの件でございますが、こちら、これは質問というよりも、当初、コロナの感染者が拡大しているときは、今町長からの発言もございましたが、飲食業界においては本当に悲鳴のようなつぶやきと申しますか、フェイスブックとか、もうどうしようもないというんですか、人件費が払えない、それから家賃が払えない、固定費が払えない、もう潰れるのを待つだけというふうな悲鳴のよう

な情報発信があちらこちら、県内、福井市、そのほかに市町もいっぱい出ていました。その中で、この町だけでないし、ほかの市町においてもね、じゃ、活路を、どう生き残るかということで、まずできることからやってみようということでテイクアウト、お持ち帰りのお弁当を作るというふうな取組が福井市、坂井市、ほかの市町でも出てきていました。その中で、この永平寺町においてもついに出了されたかという、若手の方々が数名で始められて、その情報を発信をされてました。

そういう状況の中で、ついにやっていただいたというふうに私も思ったんですが、それが商工観光課の、何とかしなきゃ飲食業界が全滅してしまうと、そこまですでいかないかもしれませんが、その危機感の下で商工会と連携していただいて、どこで何をやってるかというようなマップを作っていただきました。これは4月の全協のときにも数名の議員さんと、やっぱりああいうのをバックアップする、何か町もしてあげるべきでないかと、座してご本人たちの自助努力だけでさせておくのはまずいんでないのか、商工観光課というのがあるんだったら、ぜひ町内のそういう産業の方々を支援すべきではないかというお話も数名の議員さんとはさせていただきましたが、その後、商工会さんのほうから、どこでどういう業種のお店がどういうお弁当をお持ち帰りいただいているというマップを作っていただきました。それを見て、ついにやっていただいたかという気がしてうれしく思いました。

松岡地区、永平寺地区、その他お店が入ってました。最終的に14社ですか、それを見た反響が、何といたしますか、町内の方からの頑張ってくれという反響、それから町外からの方の反響もいっぱいありました。「今度、永平寺町へ行ったらどこそこのお店へ行くよ」「そこでお弁当を買うよ」とか。あれを見ると、いかに商工観光課がきちんとフォローアップしていただいて、この予算を有効に使っていただいたかというふうな実感します。あれは本当に、県内といたしますか、フェイスブックで発信するといろいろなところへ拡散されますので、この予算投入以上の効果をね、あるいは永平寺に対するイメージアップの効果が十分あったと思いますので、この施策はタイムリーに、まさに悲鳴を上げている方々たちへの支援として非常に有効だった、時期的によかったというふうに思います。

フェイスブック等々、SNS見ていらっしゃらない議員さんもいらっしゃるかと思いますが、そういう発信される中では非常に好感を持って支援をいただいた書き込みがいっぱいございましたので、ご参考までに申し上げておきます。

以上です。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 大変ありがたいお言葉、本当にありがとうございます。

本当にこの件につきましては、別に褒めるわけじゃないんですけども、うちの職員も一生懸命頑張らせていただきました。どこまでの効果があったかは分かりませんが、やはりタイムリーなことを商工観光課としては今後ともやっていきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 私もこの前、書き込みの中で、若手の職員が、あそこ食べてその感想とかを、あまりうまくはないですけど、書いて。ただ、心が物すごく伝わってくる。その職員にも話しさせてもらったのが、これが仕事やと、これが公務員としての仕事だということで、何か現場を通じて、いい、何か公務員として一皮、大きくなるなというふうにも思っておりますので、これから商工観光課だけの職員ではなしに、本当に全ての職員と共に、何のために、誰のために仕事をしているのかというのを改めて認識して進めていきたいなというふうに思っております。

ありがとうございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 私もこれ、関連でちょっと意見させていただきたいというか、質問させていただきたいんですけども。

こちらの元気食プロジェクトですか、こちら協議会を設立されたということで、何か会費の徴収みたいなことは行われたんでしょうか。会費、協議会に入るにはというところですね。

あと、それと、テイクアウトするためには、先ほど調理師の免許がどうかとおっしゃってんですけど、調理師の免許ではなくて保健所への申請で、仕出しというのの申請をしていたら誰でもできるんですけども、一定の要件が要るわけですね。その中で、それを持ってない事業者さんもいらっしゃる中でテイクアウトしたいというふうになっていらっしゃる方もいたと思うんですけども、その一定の緩和、一定期間のコロナ期間中は、そういう資格がない業者さんでもテイクアウトしていいですよみたいな話というのは国のほうからあったんでしょうか。それを教えてください。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 申し訳ございません。おっしゃるとおり、保健所のほうの届出されている方でございます。

私どもとしましては一応、商工会の関係のところが一番そういった食品衛生協会を預かっているものですから、そういったところを通してやっていただいております。

これにつきましては会費は取ってございません。やはり町内の皆さんが何とか、例えば、新規参入というのはなかなか難しいとは思いますが、そうやってやっていただけたところがあれば、町としては、そういった保健所の届出をされているのであれば入っていただくことは全然私は構わないと思ってますし、やっぱりこれからテイクアウトでやっていこうという方でも僕は入っていただくことも可能かなというふうに思っているところでございます。

国からこういったことでどうのこうのという通達は一切ございません。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ちょっと逆の答弁になるかもしれませんが、これ始めたときはまだちょっと涼しかったんですが、今、暑くなってきて、いろいろな業界の方から品質保持、これについてはやっぱりしっかり伝えておいたほうがいいよと。今の保健所の指導に近いものだと思いますが。やはり何かもし起きますと、せっかくコロナを抜け切ろうと思って頑張っている方がそれで、食中毒とかが起きますと足を引っ張られてしまう形にもなりますので、その辺については商工会も、また私たちもそこは気をつけてくださいというのは、やっぱりしっかり伝えていくことが一つの大きな責任かなとも思いますので、よろしく願います。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） そういう意味で、その資格というか、そういう届出してない業者さんというのはこれに参入できないわけですね。その中で、やはり滝波議員もおっしゃるように、飲食店というのが90社あるなら、90社全体にきちんと効果が行き渡るようにするというのがあるべき姿やと思うんですね。その14社さんだけに恩恵が行くという形ではよろしくないと思うんです。

その中で、この取組というのは、一番最初はSNSから始まっているんですね。永平寺町内でもお店を開かれてる業者さんが始められたのが、「頑張ろう福井グルメ」というハッシュタグをつけて、フェイスブックでこういうお店、コロナ禍

でも利用できるテイクアウトとかそういうのお知らせをしましょうみたいな、みんなでも投稿しようというところから始まっていて、物すごく効果も上げている中で、自治体さんでも同じような取組してくださいということでデザインなんかも共有化されたりして、そのデザインを使って近助メシも始められたと私は認識してるんですけども。

そういった流れの中、SNSの流れというのを十分に活用しないと、こういう取組というのがそもそも効果的でないと思うんですね。外出自粛しているのにのぼりを立てても皆さんご覧になりませんから、SNSで自宅で、こういうのをやってるんやというのを見て行くわけですよ。そのSNSの活用というのが、ちょっとあまりにも効果的にできていなかったなと思うんです。その職員さんが発案して、自分からやりたい、町民の方のためにこういうことをしたいといったことは物すごく大切なことだと思ってすごい感動したんですけども、それを永平寺町一丸となってそれを後押ししようというような流れにまでできていなかったなと思うんです。

私も応援したかったんですけど、この協議会の14社さんだけのことについてしか投稿できないのかなとか、いろいろそこで制限がかかってしまうわけですね。本当は永平寺町のお店全部紹介したいんです。こんな状況ですよって投稿したい。そういった広げ方みたいなものが不十分ではなかったかなと思うんですけども、この事業って、そういうSNSというのについては皆さんどういうふうに認識を持たれていたんでしょうか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、90軒全ての皆さんにテイクアウトをしてくださいというのではなしに、テイクアウトをされる方も、今考えている方は一緒にやりましょう、町もいろいろなことでお手伝いをしますよというのがまずスタンスで、決してその14社のためにやっているのではなく、永平寺町内で商売をやられている方はいつでも参加できますよということをよくお願いしたいなと思います。

そしてSNSも、確かに福井の大きなまちのSNSから見るとなかなか、ちょっと見劣りするところがあったかもしれませんが、例えばチラシで配布して、僕もそうやったんですけど、1回配布して、永平寺町内でテイクアウトできるんやなど。そのチラシよりも、スマホで「近助メシ」とか検索して、どここの店はこういうメニューでやってるんやとか、日曜日はここの店やってんのやとか

確認して、じゃ、この店で頼もうとか、そういうふうに発展型が出てきたのかな。どうしても、やっぱり SNS を使えない方もいらっしゃいますので、そういった方にはいいアプローチになったのかなと思います。

おっしゃるとおり、SNS はもっともっといろいろな方面で活用して、少しでも多くのプレーヤーの方が参加をしていただければさらに拡散していくという利点もありますので、今議員おっしゃられたとおり、その 14 社プラスアルファ、また希望する、もっとテイクアウトをやっていきたいなという、そういった方に何か支援ができるかどうか、仲間に入れていくにはどうしたらいいかというのはまた商工会と一緒に話し合っていきたいなと思いますが、ただ、テイクアウトをするのはそこのお店屋さんの判断といたしますか、責任の中でやっていただく、あくまでも行政はみんなで広めていこう、そのサポートをするというのをご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） この、一応近助メシという形でさせていただいているんですけども、これに伴いまして、永平寺の北地区で走っております近助タクシーというのがございます。一応テイクアウトはあるんですけども、デリバリーをどうするかといったことで、そこはうちの総合政策課とも話ししながら、近助タクシーを使って何らかのことができないかといったことをやってございます。永平寺庁舎内全体ではないにしても、他課との連携を取りながらも一応させていただいてございます。

SNS につきましては、申し訳ございません。私ちょっと、担当課でありながらあまり強くないので申し訳ないんですけども、うちの職員たちは本当にいろんな形で SNS に投稿させていただいているつもりでおります。それでも足りないかもしれないんですけども、今後におきましてもそういった SNS の活用はやはりやっていきたいなと思ってますので、よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） 11 番、酒井和美君。

○11 番（酒井和美君） ありがとうございます。

そもそもこの近助メシの取組をテイクアウトデリバリーのみに限定しているということが発展性を狭くしていると思うんですね。これからはお店に行ってもいいというときもなってますし、お店の中でコロナ対策ちゃんとしてますよという店舗を紹介するというほうに発展して行って、テイクアウトもしてますよという紹介をするということのほうが大切だと思うんですが、その 14 社さん、

協議会に入られてる方が仲間なのではなく、永平寺町内で事業をされている皆さんが私は仲間やと思っているんです。皆さんを助けたいなと思ってる、ちっちゃいところも大きいところもあると思うんですけど、皆さんが何とか継続していけるように頑張っていたきたいので、例えばSNSでもね、テイクアウトのことだけを紹介するんでなく、それをしてない業者さんも紹介できるようにしてほしい、そういう雰囲気づくりをしてほしいということを職員の方にお伝えいただけないかと思うんですけれども、そういった考え方はいかがでしょうかということが一つと。

もう一つのほう、もう1点のほう、看板のほう、プロポーザルのパンフレット作成のほうなんですけれども、今、観光産業の事業者さんはみんな、もともと商売って命がけでやってるんですけれども、これからもどんどん命がけになっていく状況の中で、委員さん、今おっしゃっていた町の広報担当、景観担当の方ですとか、女性連絡協議会の方とかブランド推進委員会の方ですとか。今って、マーケティングの世界ではデザインの時代と言われて久しいんですね。その中でデザイン性というのをきちんと認識している自治体というのが選ばれるんですよ、観光地として消費者の方に。それを十分に理解していただいている方に入っていたかないといけないのではないかと思います。

こういうことの、事業者さん皆さんは本当に命がけでお商売していて、永平寺町にもPRというのをすごくちゃんとしてほしいと思ってるんです。私たちが助けてほしいと思ってるんですね。その点において、やはり少し物足りないなと思うんです。きちんと今の時代に合ったものを提供できるような体制づくりというのはできないんでしょうか。私はちょっと、そのブランド推進委員会の皆さんもSHOJINブランドのほうで効果を出していない状況だと思うんですけれども、どうして、これでいいやというような選択になるのかなというのが分からないんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず協議会についてなんですが、今回、これ緊急事態なんです。そもそも何も無いときに一社一社、町がテイクアウトで、あなたの会社の宣伝を町がしますよとか、そういったことは実は公平性の中でどうなのかなというものもあります。

ただ、飲食店全体がこういう緊急事態の中で、じゃ、町としてどういうふう支援していったらいいのか、それを一社一社に募集して、あなたのところは審査

をしてやるのか、そうではなしに商工会なり、そういったまた商工会と一緒に協議会というのをつくっていただいて、そこにはいろんな方も自由に入れる、そういったところに協議、皆さんで公平に支援できる、そういったことに対して町がバックアップしていこうということで、今回のこの協議会制といいますか、この緊急事態の中で考え出した、公平性のためにやり出したということをご理解をいただきたいなというふうに思います。

それと、今、町もいろいろなPRの仕方、各お店屋さんとか命がけで仕事をされているというお話もありました。それも重々承知してます。そういった商売をされている方のいろんな団体、例えば商工会だったり観光物産協会であったり、いろいろな視点で入られているところの代表の方にもここの審査員になっていただいて、その人たちの思いをプロポーザルをしていただく。

ただ、今回、このプロポーザルに入る、手を挙げてこられている4社の皆さんは専門的な見地で、こういうふうな流れでこういうふうなという、しっかりとプロポーザルをしていただくとお思いますので、ここの各代表の方がここでしっかりとその団体の皆様の気持ちを代弁して審査していただく、こういったことも大事なかなと思いますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

補足があれば。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 職員に対しましては、いろんな情報の発信、先ほど言いました飲食店14社に限らず、やはりこれからいろんな面で、当然、商工観光課、外に出ていくことも多いものですから、いろんな方と話ししながら、こういったことを発信してほしいといったことがあれば、当然そういったものも発信していきたいというふうに思ってます。

全ての企業さんとか個人さんとか、発信できるかどうか分かりませんが、そうした広く発信は努めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今、論議を聞いていて、特にこの10ページのいわゆる近助メシの問題ですけど、デリバリーへの支援はどうなのかということちょっと頭に置いていろいろ考えてみました。

公平性の問題についても今話しされてたと思うんですが、僕は、テイクアウト

情報というんですか、そういうなのを、全店のやっぱり状況をお知らせするパンフレットというのは必要やと思ってます。ただ、特定の業者だけが出てくると、そこには問題はないのかということはやっぱり視点として持つておかなければいけない。

あと、町内見てみますと、いわゆる旧松岡って出前文化があったと思うんですね。それをこつこつとやっぱりやってきたお店もありました。なくなったところもあります。でも、このことを考えると、いわゆるすみ分けをどうしてるんかというのを考えつつ、やっぱりデリバリーも考えなあかん。

もう一つ私が知りたいのは、利用状況、その内容ですね。どういう人たちが利用しているのか。例えば今、本町は高齢者への弁当の配布もしています。そういう支援もしているわけですね。それとの関係はどうなるのかとか。あと、利用状況で言うと、どういう人が利用という中では、例えば子どもたち、家で留守番していて、そういう人たちが主に利用するような状況なのか。要するに、コロナ禍の中でどういう状況かということですね。聞きたいのは、やっぱり日に何個ぐらいそういうのがあるのかとか、そういうことも十分、この取組の中で一石投じたわけですから、いい意味で一石投じたんなら、それをもっと、どう町内全体の飲食業に行き渡らせるかということも含めて考えなあかんのではないかな。そんなことを思うんですが、いかがでしょう。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 利用状況につきましては今まだ、きちんと取りまとめをしてございますので、またある程度の期間やってみて、出ましたら皆さんにお知らせしたいと思います。

先ほど、例えば家の子どもたちへのという話なんですけれども、これは取組を始めるときにどうしようかといったときに一番問題になってくるのが、お金の受け渡しというのが非常に難しい話だなということがありました。例えば誰かにデリバリーを頼んだときに、お金を子どもからもらうのか、親からどうやってもらうのか。やっぱり金銭の収受というのがかなり弊害になってきたというのが事実です。

ただ、正直申しまして、期間的にともかく早く何とかしたいという思いから、今、そういった子どもたちをどうするこうするという話もあったんですけれども、配達する側としてもちょっとなかなか厳しいということで、まずテイクアウトと、また、先ほど言いました近助タクシーの方なんかをお願いしたデリバリーをさせ

ていただいたということでございます。

こうした、やはりやってみているいろんな弊害が出てくるというのが分かったわけなんですけれども、これから、やはりいろんな災害とかが出てくる可能性もあります。そうしたことに向けて、またこうしたことを教訓に次のステップに進んでいきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 酒井議員、金元議員、滝波議員からも、やはりこの14社からどうやって広げていくかというのが、次のステージに入ってきていると思います。テイクアウト、今、緊急事態宣言が終わりまして、どうやって今度は外食のほうに来てもらうか、その取組を皆さん行ってる中で、先ほど酒井議員おっしゃられたとおり、私の店はこういうふうな受入れをしてますよとか、こういったのを次の段階として住民の皆さんにまたいろいろな形でお知らせしていくというのもいい考えだなというふうに思いまして、また商工会、またいろんな方々とお話をしながら次のステップ、次のステージに入ってきておりますので、その支援をしていきたいと思えます。

ただ、これも90社全部にはお声をかけますが、全員が参加してくれるかどうかというのはまだ分かりませんというのだけご理解いただきたい。なるべく皆さんには参加をしていただきたいという呼びかけ、今回の14社のときもそうでしたが、かけますが、それぞれのお店の事情もありますので、それはご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 僕は以前から言っていたんですけど、例えば九頭竜川のアユが一つのこの町のメインというんですかね、なってる面があると思うんですね。じゃ、ここへ来てアユ料理を食べる店というのは、何かパンフにきちっと位置つけたというんか、紹介したものがあんの？ そういうのを作らなあかんよということを書いてきたと思うんです。そういうなのも含めて入ってると思うんですが、今求められているのは、今の時期必要なのは、仕出屋も含めて、弁当できますよ、準備できますよというのを、その参加するしない関係なしに、商工会の取組としてやる以上は、やっぱりみんな、ここではこういうのが準備できますよ、連絡何日前にしてもらえばというふうなパンフレットがあると、それは僕は非常にいいと思うんです。こういう時期。

近助タクシーを活用して配達をするというんですが、それは今無償でしょう。

有償ではないでしょう。それで続くかどうかも含めて、じゃ、災害時にはそういうことをやりますとか、そこもきちっとやっていかないと、この面で言うと、持続可能なかどうかというのをやっぱり十分に考えていかなあかんのが今度の教訓ではないかなと僕は思っている所以说うんですが、そこも含めて考えていかないとお互いに残っていかない。この問題は、じゃ、本当に公平性を持たせてどう取り組むんかという意味ではやっぱり十分、利活用されている状況も踏まえて教訓化してほしいなと思っています。そのことだけはお願いしておきますが、いかがでしょう。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） デリバリーについてはいろいろな報告を受けておりまして、最初の目標の中では、今金元議員おっしゃるとおり、まずは経済支援で何とか企業さんに参加をしていただいて、運びますよと。もう一つは、このコロナの前から高齢者の皆さんの足をどう確保するか。今、M a a Sでいろいろ取り組んでますので、貨客混載の中で1回荷物を運んでみて、これが一つのモデルにならないかということで取組をさせていただきました。

ただ、お店屋さん、取りあえず今は飲食店さんとのやり取りだったんですが、「数に限りがある」とか「1日ここまでしか作れない」とか「これだけの注文やったらちよっとうちは断るわ」とかいろいろな条件もありましたし、中で、取りあえず支援がありましたので、大口の銀行、協力しますよといったところに、学校の先生とかいろいろお願いして、週替わりでいろいろやってきましたが、それをすると今度、志比北の近助タクシーのほうのバランスであったりこういったものが出てきましたので、今回いろいろやりながら、データといいますか、教訓といいますか、ここは無理で、これをするにはもっとこういうふうなところを増やしたほうがいいのか、じゃ、これをし過ぎるとお金をもっといっぱいもらわなあかんのじゃないんかとかいろいろありましたので。

今、金元議員、災害とかそんなときの話もいただきました。町としてはM a a Sをどういうふうに確立していくかというのが大きな一つの課題にもなっておりますので、ぜひまたいろんなところで検証をしていきたいなと思っています。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） この影響が大きいというのは、高齢者への弁当の配布、ボランティアでやられている、あとは商売でということもありますけど、それらの問題、これまで積み上げてきたものを、下手するとその基盤を崩してまうことにつ

ながらいかなという不安もないわけではないので、ボランティアでやっている、これまで積み上げてきたものをどうしていくのかも含めてすみ分けをきちっとしていかないと難しいのではないかなと。

それと、利活用は、町民にもっと一般的にしようと思ったら、できたら横文字やめて。日本語で分かりやすい「持ち帰りできますよ」「何個までできますよ」とかさ。

○町長（河合永充君） 近助メシ、漢字です。

○4番（金元直栄君） いや、近助メシはいい。デリバリーっていうでしょう。あれ出前とは違うんですからね。出前は回収ですから。だからそんなことも含めていろいろ考えないといけないんで、もう少し分かりやすい言葉でぜひ。特に古い人間はそういうことを思いますので、よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 私も過去に福祉保健課におりましたので、配食関係につきましても福祉保健課とも話をさせていただきました。

ただ、やはりボランティアさんの配食というのは本当にありがたい話でございます。そういったことはこれからもやっぱり続けていっていただきたいという思いがございますので、そうした今回やらせていただいたことにつきましては、やはり教訓として、また本日皆様から頂いたご意見につきましては、これからどうやってやっていくということについて、また課内、役場内でも話し合いをさせていただきながら次のステップに進んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 何と申しますか、せっかくタイムリーに、そのときに一番疲弊というか困ってる方々に対するアイデアというんか施策を打ち出していただいた町職員の方に大変感謝しますとともに、ちょっと皆さん誤解なさっているんじゃないかなと感じましたのは、この食品衛生協議会ですか、今現在14社というんか、参加されたのは14社ということですけど、これ別にクローズドでやっているわけじゃないんですね。SNSでは、皆さん参加してくださいよという呼びかけをずっとやってるし、それから商工会のほうでは、今度こういうものを出しますので、ご自分のところもやる方は手を挙げてくださいという、紙ベースで来ましたよね。だからちゃんと出されています。その会員さんに。

それから、先ほど金元議員言われましたけど、アユをベースにして出す、お持ち帰りもちゃんとこの中に入ってます。その中に上合月地区にある会社とか、それから仕出屋さんも弁当をやりますということがこの中に入ってます。ですから別にクローズドでね、特定の会員だけで立ち上げたわけではなくて、オープンにして募集をして、こういうことをやりますよ、応諾というんですか、手を挙げる方は来てくださいという申入れはしていました。この後、あの地図はそれぞれのお店には置いてあると思いますし、それから役場にもまだあるのかな。あつたらね、一度議員さんにもお分けするといいと思いますけどね。もらってます？ だから、せっかくこういうものをね。一番大事なのは、一番その疲弊してるときに一緒になって官民が連携して立ち上げたというこれをね、ぜひ貴重な経験としていただきたいのと。

今よく言われますのはね、アンダーコロナからウィズコロナと言われる中で、大変なダメージを受けた食品業界、これは永平寺町のことだけでないですよ。全国的な中で、東京も大変な被害を受けた。東京もそうですけれども、テイクアウトをやりました。ウィズコロナになってもね、店の中で食べてもらうのも当然ですが、テイクアウトも大事なウィズコロナで生き延びる戦略だというふうにおっしゃってますね。といいますのは、席数が10個あっても10個座れないんですよ、今ね。例えば4つとか5つとか間を空けて席を提供しなければいけないので、だからそこで固定費を払って、アルバイトあるいは従業員の方の費用を払っていかうとすると、やはりテイクアウトというのはこれから、お持ち帰りといえますか、必要なジャンルといいますかメニューになってくると思いますし。

もう一つ、この永平寺町について言いますとね、町内における学生アルバイトの大事な、飲食店というのは学生アルバイトの数少ない貴重な場所なんです。学生さん、やはりアルバイトをしなければというか、したいという方はたくさんいらっしゃいますけれども、これもなくなっちゃうとね、みんな福井市のほうというか、そっちのほうへ行っちゃいますので、ぜひこの困っているときにこそ、よくぞ商工観光課さんはタイムリーに官民連携の施策を打ち出していただいたなというふうに私は感謝しております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 商工観光課長。

○商工観光課長（森近秀之君） 先ほど14社、特定されているというご意見もいただきましたんですけれども、実はまた第2弾のチラシを一応出させてもらいます。こ

れ、すみません、もう校正済みなのでまた特定の14社になってしまうんですけども、出させていただきます。また、今後におきましては、町内のいろんな店舗をどのように紹介していくかということは、役場、商工観光課の中でも考えていきますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、建設課関係、11ページの補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは、建設課関係の説明をさせていただきます。

予算説明書の11ページ左側をお願いします。

住宅支援事業であります。今年の3月26日付をもちまして浅見地区が、本町では6地区目となります。ふくいの伝統的民家群保存活用推進地区に県より指定を受けましたので、この指定を受けた翌年度より2年間、景観に関する地域活動費に対しまして、県より補助率10分の10で上限を20万円とした補助金を受けられますので、今回、ふくいの伝統的民家群保存活用推進地区補助金として20万円の補正をお願いするものであります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。よろしいですか。

なければ……。

（「はい、あります」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） すみません。何回も聞いてますんで、あるんでしたら早く手を挙げてください。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） この浅見地区の、2年間どんな活動をするんか、ちょっと教えてください。

○議長（江守 勲君） 建設課長。

○建設課長（家根孝二君） これは、申請書のほうは出てなかったと思うんですけど、一応活動計画というので、地区を紹介する看板設置であるとかプランターの設置といったことが挙げられますけど、先ほど6地区目と言いましたが、こういった今までの各集落を見ますと、その地区の案内看板でありますとか、伝統的民家の散策マップでありますとか、あと、ごみステーションの囲いといいますか、それ

を板張りにするとか、花壇を整備したりとか、そういった活動を行っているところでもあります。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、永平寺支所関係、11ページの補足説明を求めます。

永平寺支所長。

○上志比支所長（歸山英孝君） それでは、永平寺支所関係の補正予算につきまして、補足説明を申し上げます。

予算説明資料11ページ右のほうをお願いいたします。

支所施設管理諸経費、修繕費7万5,000円でございます。

永平寺支所4階には文書の一部が保管されてございまして、入り口付近には電動シャッターが設置されてございます。この電動シャッターでございまして、モーターの破損によりまして、現在、手動でしか閉開ができなくなっているような状態でございます。当該電動シャッターを修繕するということになりますと70万余りの経費が必要となってまいります。また、電動シャッターに代わるものとして、アルミ製のアコーディオンカーテンのようなものについての設置も考慮いたしましたところでございますが、こちらも90万円余りの費用がかかるということでございました。そこで、当該電動シャッターと平行して設置されております防火シャッターを締め切りまして、防火扉に鍵をつけることで対応したいと考え、今回、その鍵の取付け費用として7万5,000円の補正をお願いするものでございます。

以上、永平寺支所関係の補正予算の補足説明とさせていただきます。よろしく
お願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） よろしいですか。

暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

（午前11時46分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、学校教育課関係、12ページの補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） それでは、学校教育課所管の6月補正予算につきまして補足いたします。

説明書12ページ、左側が小学校、右側が中学校の教育コンピューター整備事業でございます。

昨年12月に文部科学省が打ち出したGIGAスクール構想の実現に向け、全国的に1人1台のコンピュータ端末及び高速大容量の通信ネットワークを整備する必要が生じました。これに伴い、端末については児童生徒1人当たり4万5,000円、ネットワーク整備につきましては整備費用の2分の1の国庫補助制度が創設されております。

さらに、今回のコロナ流行に伴う長期臨時休業を踏まえ、教員と児童生徒がそれぞれ端末を持って遠隔で授業できるような環境の必要性も高まってきたところでございます。

本町におきましても、この国庫補助事業を活用し各小中学校にタブレット及び保管用電源キャビネットを整備いたしたく、小学校で5,148万9,000円、中学校2,623万4,000円の備品購入費を計上するものでございます。

整備の計画について申し上げます。

当初予算の主要事業の小票ございましたけれども、あの時点では、令和2年度に小学校5、6年生と中学校1年生分と。500台の端末及びその分のキャビネットを購入することとしておりました。以降、令和5年度までに全ての児童生徒に端末が行き渡るというような計画をしておりましたが、今年4月に入りまして国が構想実現を前倒しするという方針を示しまして、国庫補助事業は今年度整備分に限るといったこととなりました。

国庫補助の対象ですけれども、令和元年5月1日時点の全児童生徒数の3分の2の端末及び全員分のキャビネットでございます。補助を受けるに当たっては、令和4年度までにその3分の2の残り3分の1の端末を、これは町単で整備することが要件となっております。

このような状況でございますので、本町といたしましても今年度中に総数の3分の2の端末及び全員分のキャビネットを整備し、令和4年度までに残る3分の1の端末をそろえるというような方針といたしました。

今年度の端末の整備台数ですけれども、小学校、総数が957の3分の2に当たる638台、中学校は、509人の3分の2で339台。小中合計で1,46

6人の3分の2で977台、キャビネットにつきましては1,466人全員分となっております。また、端末の附属品といたしまして、カバーや保護フィルム、それとソフトウェアも計上しております。

歳入につきましては、説明書の2ページの下のほうをご覧くださいんですけども、教育費国庫補助金の小学校費補助金、公立学校情報機器整備費補助金、これはタブレット端末用の補助になるんですけども、端末整備費用2,871万円の満額、それとネットワーク環境施設整備費補助金、これはキャビネットの分になるんですけども、これがキャビネット整備費用931万5,000円の2分の1で465万7,000円を計上しております。中学校費補助金につきましても、タブレット端末の整備費用と同額の1,525万5,000円及びキャビネット整備費用418万9,000円の2分の1で209万4,000円を計上しております。

以上、学校教育課関係の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） 質問させていただきます。

まず、今回の国庫補助では、通信、高速大容量ネットワークに対してもあるという部分では、Wi-Fiなどのネットワーク環境についてはこの項目の中に入っていないように思うんですけども、Wi-Fi環境は既に整備されていて、それが大丈夫なものであるかどうかのことを伺いたいことと、また、その保管用電源キャビネットというのは1人1個ずつ入れられるようにするものかなと思うんですが、そこで充電をするものなんですかね。

ということと、あと、タブレットの仕様はどういったものを使われるのか。これ一括で決められるのか、その学校ごとに決められるのかなども伺わせてください。お願いします。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 通信につきましてはですけども、これは今、この6月補正では、現物といいますか端末がまだ整備されていないということで計上しておりませんが、今後の補正で計上させていただくと。

ただ、Wi-Fiかそれ以外の通信手段かというところで相当議論をしております。

ます。現時点ではW i - F i じゃないものを考えております。また、補正で通信のほうを計上するときにそれに確定した理由とかはちょっとまだ不確定といえますか、今はW i - F i を使わないという方針で進んでおりますけれども、ちょっと周りの状況を見て確定させていただきたいと思っておりますので。

これ、なぜ今迷っているかと申しますと、国のほうからどういうような、学内のLANのレベルといえますか、こういうケーブルを使いなさいという仕様が出ております。実はそのケーブルというのが今一般市場に流通していないようなもので、それと学校外の、今度学校から、今、永平寺支所にサーバーがあるんですけども、そこまでのケーブルの張り替えも必要となってくるおそれがあると。ただ、それが出回ってないということで経済比較ができないということがございます。今、仮にある程度のレベルでそろえたといたしましても、今後また国が求めるようなレベルの通信速度にするには、また張り替えに費用がかかるということにもなりかねませんので、これはちょっと、本当言うとW i - F i が一番いいとは思いますが、そういった、単純に経済比較ができないと、今後の状況も読めないということもありまして、今はW i - F i を使わないLTE方式が確実に通信ができますので、現時点ではそちらのほうを選択するという方向性でおります。

それと、保管用電源キャビネットですが、今おっしゃいましたように、例えば何十台かを一度に充電しながら保管できるという棚ですね。そういうものでございます。

それと、タブレットの端末の種類ですけれども、これは一括で今考えております。現時点ではi P a d というものを考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今回のこれの導入で、国も結構急な導入になってきた中で、今おっしゃられた一番課題になるのが、通信が課題になります。本来ですと、やっぱりW i - F i を入れて通信費を抑えるのがいいんですが、今説明あったとおり、この設備投資に物すごいお金がかかるのではないかと、もう一つ、国の補助枠というのが限られてますので、数年前からそれを申請してないと取れないというのもあります。部品がないというのもある中で、今、多くの自治体がS I Mカードのほうでやっていこうと。ただ、これも最初の更新の1回目、5年更新のときはS I Mでやって、次のときに整備ができるのであればW i - F i の

整備をしていこうというふうな流れになってます。

ただ、この通信費、年間2,000万以上通信費がかかるということで、町にとってちょっと大きな支出になりますが、てんびんにかけた場合、やはりこのSIMカードのこっちで行ったほうがいだろうということで、今、庁内の中でそういった方向で示してますし、近隣自治体もそっちに切り替えていっているというのが現状です。

○議長（江守 勲君） 11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） ちょっと仕様機種というか、伺いたかったのは、このセキュリティソフト代が入っているのかなと心配したところで、iPadやったらセキュリティソフトが要らないのか、その辺を聞いたかったんで。

もう1点なんですけれども、Wi-FiかLTEかという部分では、Wi-Fiの概念ということ子どもたちに体験してもらうとか知ってもらうということの大切さというのもあると思うんですね。LTEだとどうしても自動的に接続してしまうので、もうこういうものやと、ちょっと受動的に受け止ってしまうものであるなと思うんです。例えば、永平寺町内にもWi-Fiスポットって何点かありますけれども、こういった場所に来たら、Wi-Fiが飛んでると接続できるよみたいなことを学習しておくことによって将来的に、例えば災害時とか、こういうところへ行ったらつながるんやみたいな状況にも対応できるようなケースも生まれてくるかもしれないとか、そういったことも考え得るという部分はあるとは思うんですね。

セルラーモデルにするとさらに高くなるという費用の問題もあるんで、それは皆さんの議論の中にあるんですけれども、こういった教育的な観点からの選択、費用の問題からの選択もあると思うんですけど、教育的観点からの通信環境の選択ということも大切なのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） そうおっしゃるとおりだと思います。

でも、私たちもWi-Fiで、既存の民間の線を使うなりケーブルテレビのテレビ線を使うなりすればいいかなと思ったんですけど、文部科学省の指針が専用の線を引きなさいと。そこがちょっといまいち意味が分からないんですけど、線を引きなさいと。それは張り巡らせなさいということですので、物すごい投資費用がかかってきます。

今回これを説明してるのは、私もこのヒアリングを受けたときに、年間の通信

費とかWi-Fiじゃないことに対して本当に議論を深めたんですが、僕以上にこの担当の職員がそこで頭を悩ませてまして、みんなやっぱりWi-Fiがいいと。ランニングコスト的にもいいんですが、今回の国の指針がそれなんで、それはうちだけじゃなしにいろんな自治体がある判断を迫られているのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） すみません、もう1点なんですが、iPadも選択されるという部分では、少し気になるのが、社会に出るとビジネスシーンではウィンドウズであるとか、最近ではグーグルドライブなんかを使う機会がすごく増えているので、地域づくりの場所なんかでもグーグルを前提にしてみんなでつながり合うということがどんどん機会として増えてきているんですけども、そういった社会に出たときに対応できるようにするための教育というのも大切だと思うんですが、例えば小学校ではiPadやけど、中学校ではウィンドウズにするというような考え方も大切ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） これ機種を決めるとかに当たりまして、去年からICTの研究会というのを、各学校からお一人ずつ代表に出ていただきまして、いろんな、そういう機種のな問題であったり、どうやって使っていこうということであったり、今現在も協議進行中でございます。そういう中でこのiPadというのは一応決定はいたしました。

ただ、今おっしゃることもあれですので、一応そういったご意見もあったというところで、またその場でお話を出していきたいなというふうには考えます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 説明書にもありますように、学校におけるGIGAスクール構想の実現という、そのまず第一歩のそのハード、タブレットと、それから周辺機器を導入するという今回の予算です。

このハードだけの整備ではGIGAスクールの実現いうのはできませんので、そのハードの整備と、それからソフト面ですね。これ教室でタブレットを使っていろんな教科を勉強するんですけども、デジタル教科書とかそういうコンテン

ツがしっかりと整備されなきゃいけないというのが2つ目ですね。それから、大事なのが3つ目、指導体制を整備していかなきゃいけないという。先生方がこのG I G Aスクールの中で一生懸命、生徒に、児童に教えるわけですけども、そこら辺の指導体制の確立というのが3つ目にあるわけです。

今回は、そのハードの入り口、ソフトがいつ頃に整備できるのか、そして指導体制がいつ頃に整備できるのか、いつ頃いうかいつまでにやらないかんというようなスケジュールになると思うんですけども、この3つがそろって初めて町内の小学校、中学校の教室でG I G Aスクールが実現できますよと、ここのところの計画というのは当然今持っておられると思うんですけども、いつ頃そのG I G Aスクールが実現できるのか、そのために何を取り組まないかんのかということろをちょっと紹介してください。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 教員の指導レベルを上げるというふうな、どういう取組をやってるかということで質問があったと思います。

先ほど課長のほうから、I C T研究会を組織化しております。10校の教員、それから学校教育課の職員、指導主事を含めて2名で今年度から。昨年度からやってたんですけど、昨年度は整備に関する内容でしたので、今回こういうふうな国の方針が決まりましたので、タブレットが入った段階でどういう、すぐに使えるように、実践できるようにということでこういう研究会を立ち上げました。今年度、来週が2回目になります。

どういう内容でやるかといいますと、1番がL I N Eを活用した全職員の情報共有、2番目に学校のホームページ及び学習動画の配信、3番目に教員による遠隔双方向での模擬授業などを、実際に取組を行って情報交換をしようというふうなことで計画を立てています。できるだけ、教員はこういうふうな機器に、得意な人と得意でない人もいますので、全員がやはりそういう指導力を身につけるためにはかなり時間がかかると思いますが、そういう、年度内にはそれでも多くの教員が子どもたちへの指導ができるように取組を進めていきたいというふうに思っています。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） ハード的な整備につきましては、先ほど申しましたように、4年度までに1人1台が整備されると。端末を購入する際、ソフトの関連ですけども、これもソフトが入った状態で端末を購入いたします。ソフトに

つきましても、先ほど教育長も申しました研究会でこのようなものがあるというご意見が出てます。研究会の委員さんも、かなりレベルの高い教員の方もいらっしゃいますので、そのような方々とソフトの検討もしたところがございます。

したがって、ソフト、ハード込みで令和4年度には整備のほうは完了するというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） タブレットで言いましたら、全ての台数がそろってから各教室一斉にこのGIGAスクールの教室をやるんですか。

今年度は3分の2のタブレットが入ってくるわけですから、中学の1年生、それから小学の何学年かで導入するわけですね。しっかりと教材もできましたよ、先生もちゃんと教えられますよということを今年度に取り組んで、例えば令和3年の4月からそういう授業が町内の小学校、中学校で、全てじゃないですけども、行われてるという、そのところをどう計画されているのかということです。ずばり来年の4月には、その中学校、この小学校で、何学年でしっかりとGIGAスクール、タブレットを使いながら、教材を使いながら、先生がしっかりと教えながらその授業が行われていると。それがいつ、今目標としているのかということです。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） まず端末が行き渡るということが大事なんですけれども、今、6月補正いただきまして、お認めいただけましたら発注するわけなんですけれども、何分、全国一斉にこのような状況ですので、納品が今年度内に行けるとは思うんですけれども、これもまたコロナの社会的な情勢によっても、工場が動く動かんで変わってくるかと思えますし、まず端末が入って、それを端末が入るまでに今のICTの研究会でこういうことをやっていこうということを各学校の中でも広げていただきます。したがって、端末が入った段階である程度のことではできるのかなというふうなことを想定しております。

今現在も何台か学校にタブレットがありますが、もう既にそれを利用して、例えば、体育の逆上がりの様子なんかを録画してみんなで見て、ここがこうだねかというようなことも今現在もう始まっておりますし、教科書が今年変わりましたがけれども、その中でも、QRコードというんですかね、あんなのがついておまして、例えば、昨日見たんですけど、チョウチョウの卵が幼虫になって羽化してと、そういうようなのが動画で見れるようになってたり、そういうふうな、単

純に教科書も変わってきておりますし、その知識を持った先生方が知識の少ない教員の方に学校で使い方を広めていただくと、そういうふうに教員全体の使えるレベルというのを上げていくしかないかなというところではございます。繰り返しますけれども、端末が学校に入った時点である程度の使い方は先生方はできるようになっているかなということは考えております。

あとは、先ほど、当初予算の小票の中では学年別に整備していくという考えでしたが、今ちょっとそれが前倒しになった影響で総人数の3分の2になったと。3分の2は、この学年とこの学年という割り振り方ではなしに全体の中での3分の2と。例えばですけど何曜日の何時間目は何年生が使うとか、そういう使い方に一旦になるのではないかと、4年度まではそういうふうな使い方になるのではないかなというふうに考えております。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 何年ぐらいかけて教員の指導力を上げるのかというふうな、そういう質問もあったと思うんですけど、なかなか各学校で温度差があります。先ほど私が言いました、来週ICTの研究会がどんなことをやるかという3つの点を言いました。この3つに関しましては、松岡中学校が実践している内容を9校の先生方に披露するというふうなことで、ちょっと学校には温度差がありますので、1年かけてその温度差を解消するような取組ができればいいなというふうに思っています。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） はい、分かりました。

ちょっと確認になりますけれども、もう既に、今、GIGAスクール構想というのは国の構想でこんなふうな事業だというのがあると思うんですよね。それは既に松岡中学校で、それに近いようなモデルとして今実践されてるということですか。それをいかにタブレットを使った授業というのを、その松岡中学校モデルを、ありますからそれをどんどん広めていくという、そういう永平寺町のGIGAスクールの実現プロセスですか。

要は、国が求めている授業というのがあるわけですね。それをはっきりとして、いつからできますよと。あるべきGIGAスクールの10というゴールがあるんですけど、全て10を達成するというのはなかなか難しいんですけども、そのステップで第1ステップを、例えば令和3年の4月からやりますよ、2ステップとして次の4年からやりますよとあって、そういうGIGAスクールの実現スケ

ジュールというのがあるんじゃないですか。ちょっとくどいかな。

○議長（江守 勲君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 端末とかハード的なものではもう目に見えて完成したというレベルはありますけど、その使い方とかに関して、ここまで行けばもうクリアやということは、それはちょっとそれぞれ、その学校内によっても、日本国中ですけれども、ちょっとここまで行かないとクリアできてないよという明確な線引きというのはないというふうな認識でございます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 先ほど学校教育課長が申し上げましたとおり、これから教科書にQRコードがついて、タブレットでそれを読み上げて次の情報を入れていく、こういったのが授業中に基本的に使われていくのかなと。そして今、タブレットを導入している学校が、そういうのが好きな先生がいらっしゃいますので、そういった先生が自分たちのいろんなアイデアで子どもたちにタブレットを使って動画を撮ってみたり、いろいろな調べ物をしたりというのもやってるというのを、そういう事例というのを、こういうふうにも使えますよ、使えますよと言ってるのが今のICT研究会だと思いますし、基本的な使うところというのは、授業中にこういうふうにするというのはしっかりと。全国の学校に入りますので、しっかりそれは国の指針、教科書もそれに合わせた教科書になっていきますし、それはやっていきます。

もう一つ、今、世界中がコロナでサプライチェーンのちょっと崩壊とかというのがある中で、現にこのタブレットもぎりぎり入ってきたというのもあります。そして今、一斉に発注をかける中で、果たして年内に入ってくるかどうかという、そういった心配もあります。そういったときには、また皆様のほうに報告をさせていただいて、これが入ってきてからスタートすることになりますので、ひょっとしたら年度を越えてしまう可能性もありますので、それは事前に皆さんにお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） あまり知識があるほうじゃないんで基本的なことを聞くんですけども、要は、GIGAスクール構想というのは、当初は多分、授業でそういうタブレットとかITを教育の中で使いながら子どもがそれに順応していくという構想だったんだろうと思うんですけども、多分、コロナの関係で、これ

自宅でオンライン授業をやるというようなところにも使っていく、いや、使わなければならないような状況が今回あったので、第2波、第3波になったらそういうのができるようにというので急いでこの予算がついたんだろうと思います。ですから2つの意味合いがあるのかなと思うんですよ。

よく報道なんかでも言われたように、先ほど町長言われたとおり、何百台、何百万台って発注かけてるんでなかなか入ってこないだろうと。多分、年度内に入るか入らないかなんていうような感じも私は思ってるんですけど、それまでにどういったふうにするかというのを十分やっていくことが大事ですよというのが専門家の意見なんですけれども、そういうようなことで今やっていくということをお考えなんですよ。

何か分からない者が聞いているんですけど、ちょっと補足して教えていただければと思います。

○議長（江守 勲君） 室教育長。

○教育長（室 秀典君） 議員のおっしゃるとおりなんです。今、松岡中学校がいろんなことで取り組んでいるのは、やはりコロナ対策ということで、第2波が来たときに非常に家庭学習というものがどうしても通常よりはおろそかになるというふうなことで、それをさらに、やはり充実させるというふうな意味合いで今研究をしていくというふうな考えでいますので。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） そういう期間に充てるということで、多分こういふことで、いろいろな文献や専門家の文献も出てくるんやろうと思います。今、研究会でね、明るい人、そうでない人も交えながら話してるんですけど、いろいろな情報を学校教育課のほうでも探りながらいいものをつくっていただきたいと思うんですけれども。お願いいたします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、生涯学習課関係、13ページの補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） それでは、生涯学習課関係の補正予算についてご説明をいたします。

予算説明書13ページ左側をお願いいたします。

文化財保護事務諸経費、補正額254万6,000円の増額につきましては、平成19年度から21年度にかけまして実施いたしました松岡古墳群公有化事業

において、未実施のままとなっている分筆及び所有権移転登記について、改めて実施をさせていただくものでございます。

詳細については、4月の全員協議会にてご説明をさせていただいておりますけれども、20年度に購入させていただいた土地の所有権移転登記、それから21年度に購入させていただいた土地の分筆登記と所有権移転登記がまだということでございます。

委託料として、それらのための書類作成や登記に係る業務を委託するため122万1,000円。また、古墳上にありました吉野塚区に石碑を移転していただくに当たり、その土地を吉野塚区が購入するために必要な分筆及び所有権移転登記に係る費用を町が負担するというふうなお約束がございまして、それらを含めまして、補償、補填及び賠償金に122万7,000円を計上させていただきました。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。よろしいですか。

なければ次に、消防本部関係、13ページの補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（朝日光彦君） 消防本部関係の補正説明をさせていただきます。

補正予算説明書13ページ右側をお願いいたします。

非常備消防事務諸経費、補正額67万4,000円をお願いするものでございます。これは、令和2年3月31日までの令和元年度の消防団員の退団団員が確定し、そのうち、町独自の待遇施策であります、5年以上勤務して退団した団員の功労をねぎらうために支給する退団慰労金不足分の報償費12万円と、消防団活動の装備充実を目的に消火活動に必要なワンタッチ組立て水槽1基と、消防団員間で円滑に情報を伝達するためのトランシーバー23台整備のため、備品購入費55万4,000円を補正するものでございます。

この備品購入費につきましては、コミュニティ助成事業助成金50万円を活用し整備いたします。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。よろしいでしょうか。

ないようですから、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後 1時37分 休憩)

(午後 2時24分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。本件について第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

これで議案第27号、令和2年度永平寺町一般会計補正予算についての第1審議を終わります。

～日程第2 議案第28号 令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第2、議案第28号、令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

令和2年度6月補正予算説明書14ページから15ページの補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(木村勇樹君) 予算説明書15ページ左側をお願いいたします。

償還金の補正でございますが、令和元年度分の介護保険会計の精算により支払基金交付金に返還金が生じたため予算化するものでございます。

財源につきましては、前年度繰越金を充当することとしております。

以上、補足説明といたします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(江守 勲君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) 説明書の15ページの中に、いわゆる高齢者福祉の充実、地域包括ケアシステムの推進ということで返還金の生じた問題に介護給付費交付金

分と地域支援事業分とあるんですが、具体的には、もう少し内容を示していただくと、どういうふうなところで減ったのか。

特に地域包括ケアシステムの構築について言うと、いわゆる平成35年度までではなかったかと思うんですね。たしかそうやったね。33年度までやったっけ？

35年度まででなかったかなと思うんです。2023年か、2022年か。その辺までに構築せなあかんということになっているのに返還金が生じるというのはどういうことなんかも含めて、ちょっと説明していただくとありがたいんですが。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 支払基金交付金ですから、第2号被保険者分の負担金になります。介護給付費全体の保険料としては約50%、その23と27の内訳になったと思います。1号被保険者の保険料と第2号被保険者分の保険料、それぞれ介護給付費全体が決まった後に金額が率で出てきますので、当初多めに頂いた分をお返しするという事です。額が確定した段階で支払基金分とか1号被保険者分の残が出てきますので、最終的には率に応じた金額ということになります。介護給付費についても地域支援事業についても同様な金額です。

ちなみに、31年度分についてはかなり金額が増えて、当初は基金も繰り入れるべきかということ非常に悩んでおりましたけれども、1月、2月、3月と、当初見込んでいたよりは給付額も落ち込んできたため、このような返還金が生じたということが大きくなってきます。

それから、地域支援事業分についても同様に、介護予防事業については開催ができない部分がありました。伴いまして委託料も減額となっておりますので、精算の結果、返還金が生じたということになります。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） いわゆる介護予防事業というのは、うまくいけば各自治体、保険者に対する加算交付がある事業やと思うんです。たしかよくなればね。そういうことも考えると、この辺は、確かに今こういう状況の中ではとはいえ、それも最後の一部だけじゃないですか、今から言うと。おととしか、さきおととしか、の大雪があったわけでもないということですし、特に地域支援事業、地域包括ケアシステムの構築で言うと、やっぱり余ってくるというのは率直にどう考えているのかだけ、ちょっとお伺いをお願いします。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 余ってきたという考えがちょっと違うと思います。

率に応じた交付金を適正に受け取るというだけの話です。地域包括ケアシステムについても、構築は当然、総合振興計画に基づいてこのような目標を設定しております。だから地域包括ケアシステムを構築するために、そのためだけにこういった交付金を頂いているものではなく、実績に応じた率で交付金を頂いているということですから、単年度、単年度で精算した段階では返還金も生じるということとは致し方ないということでございます。

○議長（江守 勲君） 山口副町長。

○副町長（山口 真君） 金元さんの疑問点といいますか、この説明書をご覧になって、地域包括ケアシステムの推進というような施策の方針等にかかれていますが、これはこの予算説明書の形として、事業名が償還金という事業名なんです。この償還金という事業名に対してこの総合計画のどれに該当するかということここには書いてあるんですが、本来、償還金というのはそういう性格のものではないので、本来ここは空白でよかったのかなと僕自身は思ってるんです。そういうことで、ちょっと誤解というか受け止め方が違ってくるのかなというふうに思います。

以上です。

○4番（金元直栄君） それは町の仕事でないですか。

○議長（江守 勲君） よろしいですか。

ほかありませんか。すみません、私語は慎んでください。

上田議員、何か質問あるんなら手を挙げて言ってください。いいですか。

ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時30分 休憩）

（午後 2時31分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。本件について第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

これで議案第28号、令和2年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時32分 休憩）

（午後 2時33分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第3 議案第29号 永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第3、議案第29号、永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） それでは、議案第29号、永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案書の119ページをお願いします。

後期高齢者医療につきまして、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当支給制度を創設することになり、加入者の申請受付を永平寺町の窓口で行うことを条例に明記する必要があるため、一部改正をお願いするものです。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当創設の経緯についてでございますが、内閣に設置されました新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、国民健康保険及び後期高齢者医療において新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当を支給する市区町村、広域連合に対して、支給額全額について国が財政的な支援を行うことが決定されたことを受けまして、厚生労働省より市区町村に対しまして傷病手当金の支給を行うことを検討するよう申請があったものに基づくものでございます。

制度につきましては、傷病手当支給対象者につきましては、被用者のうち新型

コロナウイルス感染症に感染した者または発熱等の症状があり感染が疑われる者であること、支給要件につきましては、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間とすること、支給額につきましては、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2の日数分となります。

なお、適用期間につきましては、令和2年1月1日から9月30日までの間にコロナウイルスに感染された者に対して給付を行うということを後期高齢者医療のほうで制度化しましたので、その事務を明記するというで今回の条例改正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願いをします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○4番（金元直栄君） 次のところでします。

○議長（江守 勲君） これはないってことでしょうか。

○4番（金元直栄君） 同じような内容です。

○議長（江守 勲君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時37分 休憩）

（午後 2時37分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

本件について第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第29号、永平寺町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

～日程第4 議案第30号 永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第4、議案第30号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） それでは、議案第30号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書120ページをお願いいたします。

先ほどの後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例と同様、国民健康保険条例におきましても、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金支給制度の創設をする旨の一部改正をお願いするものでございます。

創設の経緯、傷病手当の支給対象者、支給要件、支給額につきましては後期高齢者医療と同様ですので、説明は省略させていただきます。

なお、感染防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合は、支給額の全額について国が特例的に特別調整交付金により財政支援を行うことがなされています。

附則におきまして、この一部改正条例の施行は公布の日からとお願いし、適用につきましては、令和2年1月1日に遡及して、9月30日の間で新型コロナウイルス感染症に感染した者等に対して給付を行うこととなりますが、新型コロナウイルス感染症の状況の収束がまだ見えにくいことから、適用期間の終了につきましては別に規則で定めさせていただくことをさせていただいております。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議いただき、ご決議賜りますようよろしくお願いをします。

終わります。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） コロナウイルス感染症に対する傷病手当を国民健康保険の制度から支出するというのは、僕は画期やと思います。ただ、それは認めつつ、ただ、問題なのは新型コロナウイルスだけなのか、感染症というのは。そこはちょっと、もしいろんな意見を挙げるとしたら挙げることも大事なんではないかと。

それと、財源は国から来るとのことですが、これが恒常的な先例になるのか。ここだけちょっとお聞きしたいですね。

○議長（江守 勲君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 今回の国民健康保険、後期高齢にしてもそうですけれども、傷病手当を創設するという根拠となりますと、国民健康保険法によりますと、通常、保険制ですから医療行為とかの療養に対する給付を行うというのが建前でございます。ただ、条例に明記してあるとおり、死亡に係る葬祭費、出産に係る一時金、これについては国民健康保険法の第58条第1項によって支給することができるとなっております。

そのほか、今回の新型コロナみたいなそのほかのものについては、保険者は条例またはその規則に定めるところにより、その傷病手当金の条例化に、規定によってこれができるというふうなことの根拠に基づいて今回するとなっております。

ただ、今議員おっしゃったように、恒常的などということになりますと、今、新型コロナウイルス、全国的な感染の広がりを見せている、その全国的な感染を見ていて緊急事態も出ているということでもありまして、その全国的な問題という観点から国のほうからそういうふうな財政支援を行うということ踏まえて創設されたというふうなものがあります。ですから、どちらかという保険者が単独で行ったというものでなくて、これは国全体の国策として行っているというような観点のご理解をお願いしたいというふうに思います。

その制度より恒常的などとなりますと、何でもかんでもこれが正解というものではありません。やっぱり社会情勢とか国の国策とか、そういうふうなものを踏まえた上で今後対応されるものと思っておりますので、何か別のものがあつたときにすぐ反映されるというものではないというふうに私は理解をしております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 言わんとしていることは分からんわけではないんですが。ただ、これがある意味、国の都合で行うことということになるんですけども、いわゆる法定外繰入れということになるんですかね。

それと、もしこういうことになれば、本町での該当者はやっぱり出てくるのか。これもちょっと分かれば示していただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） まず、繰入れという考え方ではありません。これは特別調整交付金ですね。国保による特別調整交付金の中で措置されるということになるので、いわゆる法定外繰入れという考えではないというふうに私は理解を

しています。それでよろしいでしょうか。

○4番（金元直栄君） 法定外繰入れではないのか。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 法定外の繰入れという考えではない、特別調整交付金にて措置されるということでご理解を願いたいと思います。

○4番（金元直栄君） 本町での該当は。

○住民生活課長（吉川貞夫君） これについては、あくまでも国民健康保険に加入している方の中ということなので、該当者がいるかどうかということについては私どもは把握はしてませんが、十分これをお認めいただいた上で、しっかり住民にこの制度を周知して申請をしていただくということになろうかと思います。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） ぜひね、こういう特別な感染症は、新自由主義の世界って言われる中では、世界、グローバルな、いろんな人の行き来もありますから、日々、国際的な感染症にも気をつけないといけないという時代になっていると思います。そういうことを考えると、これは、そういう出てきたから特別なというんでなしに、恒常的な先例としてね、やっぱり位置づけるようにしていくということを国に要望していくことも大事なんではないかなということだけ指摘しておきます。

○議長（江守 勲君） 住民生活課長。

○住民生活課長（吉川貞夫君） 今回の制度創設につきましての経緯とかというのもまた聞いてますが、関係市町とまた協議をしながら、その制度についての今後についても関係市町と連携を取りながら話はしていきたいと。

ただ、国に挙げるかどうかについては、まだその状態もありますから、あくまでも社会情勢を見ながらというところが大事だと思いますので、その点だけのご理解を願いたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 2時44分 休憩）

（午後 2時45分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

本件について第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

これで議案第30号、永平寺町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

～日程第5 議案第31号 永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第5、議案第31号、永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(島田通正君) それでは、議案第31号、永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての補足説明を申し上げます。

今回提案する改正条例では、4つの条例を改正します。

議案書の123ページと124ページをお願いします。

第1条、永平寺町子どもの医療費助成に関する条例及び第3条、永平寺町重度障害者(児)医療費助成に関する条例の改正では、医療機関窓口での現物給付の助成対象年齢を満15歳から満18歳に改正するものです。

第2条、永平寺町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の改正では、寡夫——男性のほうなんですけど——や、家族が同居してるか——こちらは女性なんですけど——は医療費助成の対象外となっている現状も踏まえ、県では、ひとり暮らしの寡婦への医療費補助の制度の見直しに伴い制度を廃止することから、「ひとり暮らしの寡婦」を削除するほか、第1条の改正に併せて、医療機関での窓口での現物給付の助成対象年齢を満15歳から満18歳に改正するものであります。

第4条、永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正では、別表第1、2の中の「永平寺町母子家庭等医療費の助成に関する条例」を「永平寺町ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例」に、「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改正するものです。

一部改正の条例の施行日は、医療機関窓口での現物給付の助成対象年齢の改正は令和2年の10月1日から、寡婦医療制度の見直しに伴う医療費助成の対象外

とするための改正は令和3年4月から、その他の改正は公布の日からとします。

以上、よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。よろしいでしょうか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 2時48分 休憩）

（午後 2時48分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

本件について第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これで議案第31号、永平寺町福祉関係医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

～日程第6 議案第32号 除雪車の取得について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第6、議案第32号、除雪車の取得についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは、議案第32号、除雪車の取得につきまして、補足説明させていただきます。

議案書の126ページをお願いします。

今回、8トン級の除雪ドーザ1台を取得するに当たりまして指名競争入札を執行した結果、落札された金額が1,056万円で、うち消費税が96万円であります。契約の相手方はコマツサービス株式会社、納車期限は今年の11月20日となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。よろしいでしょうか。

ないようですから、これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後 2時50分 休憩)

(午後 2時50分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。本件について第2審議を行わず、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

これで議案第32号、除雪車の取得についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後 2時51分 休憩)

(午後 2時51分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

これをもちまして本日の日程は全て議了しました。本日はこれをもちまして散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日6月4日は9時より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

本日はどうもご苦労さまでした。

(午後 2時51分 散会)